

淀川水系流域委員会 第33回委員会

議事録

(確定版)

日 時：平成16年9月29日（水）13:30～17:00

場 所：梅田センタービル クリスタルホール

〔午後 1時35分 開会〕

庶務（富士総合研究所 篠田）

皆様お待たせいたしました。これより淀川水系流域委員会第33回委員会を開催いたします。私は委員会庶務を担当しております富士総合研究所の篠田と申します。司会を行います。

本日ですけれども、台風21号の影響がありまして、河川管理者の方々に関しまして3名のご参加という形になっています。ご了承ください。まずは本日の資料の確認をさせていただきます。手元の袋の中に資料一式を入れております。資料1から資料7と参考資料1が入っております。それで、資料2のところにつきまして差しかえがあります。別途3枚の紙をお配りしてありますが、ダムワーキングの検討経過について、これが当初お渡ししたものと差しかえになります。それから、追加が2枚あります。1枚は横書きになってます淀川水系における事業中ダムの論点というものです。もう1枚は川上ダムについての検討状況という資料です。これの差しかえをよろしく願います。資料等で不足がありましたら庶務の方にお申しつけください。

引き続きまして、本日の審議の後に一般傍聴の皆様からご意見を伺う機会を設けております。それに対しましては、発言に当たってのお願いという紙を1枚、配付資料の中におさめております。これをお読みになりましてご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それから皆様方にもお願いですけれども、議事録を作成する関係がありまして、マイクを通じてお名前を言っていただきまして、それからご発言していただけるようお願い申し上げます。

それでは芦田委員長、議事進行よろしくお願いいたします。

〔審議〕

芦田委員長

芦田でございます。本日は台風が近づいている慌ただしい中ご出席いただきましてどうもありがとうございます。特に河川管理者の方におきましては監視態勢に入っておられるわけでございますが、出席できないということやむを得ぬわけでございますが、その中でも、調査官を初め3人のご出席をいただきましてどうもありがとうございます。本日は今までのダムワーキング、それから地域部会の検討経過を報告いただきまして、委員間で特に意見交換をしたいということでございますのでよろしくお願いいたします。

それでは議事次第に従いまして進めたいと思いますが、まず庶務の方から資料の説明をお願いします。

1) 状況報告

庶務（富士総合研究所 吉岡）

まず、資料1に基づきまして経過報告をさせていただきます。お手元の資料1をごらんいただければと思うのですが、前回の8月24日に開催されました委員会以降の会議等を1番上のペーパーにまとめさせていただきます。簡単に報告申し上げます。

前回の委員会の翌日になりますけれども、第24回淀川部会を開催させていただきます。このときには、主に川上ダムのことについて議論いただいています。続きまして、第21回猪名川部会ということで9月1日に開催させていただきます。これに関しては淀川ダムに関する議論を行っていただいています。としまして、第2回川上ダムサブワーキングですけれども、9月3日に開催いたしております。このときには、降雨パターン、代替案、ダムの効果等を中心に議論いただいています。としまして、第37回運営会議ということで9月7日に開催させていただきます。各会議の運営方針や意見書の取りまとめ等に関して議論をいただいております。以上につきましては結果報告、2枚もの等をつけさせていただきますので、詳細は後ろの結果報告をごらんいただきますようお願い申し上げます。

次に としまして、第2回3ダムワーキングを9月11日に開催しております。このときは主に天ヶ瀬ダム再開発及び丹生ダムに関する議論が中心となっております。続きまして、 としまして25回淀川部会ですけれども、9月17日に開催しております。前回の24回が川上ダムということで25回、この回るときは大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発を中心に議論いただいております。としまして、第2回余野川ダムサブワーキングということで9月22日に開催させていただきます。このときは代替案について中心に検討いただいております。としまして、第5回ダムワーキングを9月23日に開催させていただきます。この際は、ダム全体に関する議論とサブワーキングごとに分けて課題に基づいて議論いただいております。

このリストから抜けていて恐縮なのですが、それ以降、9月26日の日曜日になりますけれども、視察と地元との意見交換会ということで、昼間の時間帯に大戸川ダム及び天ヶ瀬ダムの再開発にかかわる視察を委員で行いまして、夜から地元との意見交換会ということで開催させていただきます。翌日の9月27日、一昨日ですけれども、丹生ダムの方に参りまして、昼間、主に高時川流域を中心に視察を行いまして、それから前日同様夕方6時から地元との意見交換会を開催させていただきます。状況報告に関しましては以上になります。

芦田委員長

何かご質問ございますでしょうか。

2) ダムワーキングにおける検討経過

芦田委員長

それでは議事に進みたいと思います。ダムワーキングの検討経過でございますが、ダムワーキングにつきましては極めて精力的にやっただきまして、ただいま報告されましたように丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬再開発の現地視察、地元の人たちの意見交換という、極めて熱心にやっただきまして感謝しているわけでございますが、今本リーダーの方から経過について報告をお願いします。

今本委員

今本です。資料の提出がおくれまして、午前中になったものですから袋詰めにする時間もなく、庶務には大変ご迷惑をおかけしました。申しわけありませんでした。

資料2 - 1、袋詰めになってない部分で説明いたします。まず一般的な課題ということで、どのような課題があるだろうかということを取りまとめたのが1であります。事業中のダムの取り扱いにつきましては、河川管理者からの結論がいまだに示されていません。このため、ダムワーキングはダム建設の是非についての議論をするに至っていません。ダムワーキングは次の観点からダム建設の是非を検討しているということで、1はダム建設の効果はあるか。ない場合には建設中止を提言します。ある場合、効果があるとしますと、有効な代替案はあるかどうかです。ある場合には、有力な代替案についての詳細な検討を提言したいと考えております。代替案がない場合、ダム計画の精査及びダム建設による悪影響の改善策について検討しなければならないと考えてます。3番目としまして、有効な代替案がある場合、代替案の実現性についても検討する必要があります。また、先ほどの説明にありましたように現地視察をいたしまして、そのときに感じたことを一言つけ加えておきたいと思います。

各河川については、ダム建設を前提として河道の管理が非常におくれております。これは、現在の河川管理者、当該の河川管理者は大いに反省していただきたい。ダムがつくられようとつくられまいと、いつ雨が降るかわかりません。今夜かもわかりません。あの状態で放置しておく責任は非常に重いと考えております。

またこの資料に戻ります。2番目として機能面からの検討をしております。その検討課題を簡単に説明いたしますと、まず環境です。環境については2項目ありまして、一つが正常流量の確保についてです。正常流量を確保することは望ましいと考えていますが、ダム建設の主たる目的にはなり得ないのではないかと考えています。例えば、瀬切れの解消は望ましいが、ダムが建設された場合に付随的に得られる効果でありまして、瀬切れ解消を主目的としてダム建設を行うのではないということです。

次に、琵琶湖の環境改善ということが丹生ダムと大戸川ダムとで取り上げられていますが、琵琶湖の環境改善については、琵琶湖の急速な水位低下、あるいは長期的な低水位を招いている瀬田川洗堰の操作をまず検討する必要があると考えています。

次に治水です。まず計画規模のあり方について検討するというので、特に基本高水の問題点を明らかにしたいと思っております。すなわち、現在の治水計画は、過去の総雨量から、河川の重要度から求められた超過確率に相当する総雨量を算定し、この総雨量になるように引き延ばした雨量パターン群を用いて流量群を算定し、さらにカバー率を適用して対象とする洪水流量を求めています。引き延ばしとカバー率が流量を増大化していくということがあります。これはあくまで現在のやり方で、これについての議論は随分これまでになされております。世界という雑誌にも、基本高水の問題点について大熊孝さんが書いておられます。

その次に狭窄部上流部につきましては、既往最大洪水時の浸水被害の解消を目的として、ダムの効果について精査すると。また、代替案はないかという考えで検討したいと考えてます。

一方ダムの下流部の治水への効果は、これは何を以て判定するのということでもあります。これまでも何度か、ダムの有無によってどの程度浸水面積が変わるかといった図面が見せられました。そこでダムワーキングとしましては、ダムによる、対象とする洪水のピーク流量、この決め方については既に先ほど基本高水のところで述べましたが、このピーク流量をカットする、そのカット量を概観できるかどうか、そういう観点からもダムの治水での効果を検討したいと考えてます。

それから、3番目に利水。水需要予測につきましては、流域委員会から河川管理者に対して要請して以来3年以上経過したにもかかわらず、精査確認の結果が報告されるに至っていません。このため、流域委員会としましては新規利水はないと判断せざるを得ません。あるいはそういう前提に立たざるを得ません。近年の小雨傾向、あるいは異常渇水につきましては、懸念はされるものの、これまでのデータの集積が不十分で論理的な説得性を持つとは言えないと考えています。これらについてはさらによく検討していただきたいと考えています。以上の理由から、利水面から見たダム建設の必要性は、本当に新規利水がないのならダムワーキングとしては容認しにくいと考えてます。

次にもう1枚の、異様に字が細かくて申しわけないんですが、これは各ダムについての主な論点というのをまとめています。丹生ダムから大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、余野川ダム。この中で丹生ダムと大戸川ダムにつきましては、目的の中に琵琶湖の環境改善ということが取り上げられていますが、それらについては瀬田川洗堰の操作の面からの検討がまず必要ではないかと思っております。特に下流部の治水対策、これは高時川、大戸川、いずれも共通ですが、それらについてはさらにダムなしで、ダムがあると同等以上の治水の安全度が保たれるかどうか、そういった観点からさらにダムワーキングとしては検討を続けていきたいと考えてます。

それから天ヶ瀬ダムにつきましては、これは琵琶湖の後期放流ということで、これまでの説明では浸水被害の軽減あるいは解消ということが説明の主なところでしたが、ダムワーキングとしましては、洗

堰からの放流量をふやすことは琵琶湖の環境改善にも役立つということで、一応容認の方向をとっていると私は思っています。これらについては、もちろん結論が出たわけじゃありません。ただ、鹿跳峡谷、あるいは宇治川の塔の島地区、これらの景観をいかに保全しつつ流下能力を高めるか。また、天ヶ瀬ダムの放流能力の増大方法、あるいは増大量、これらについてもさらに詳しい検討が必要だと考えています。

川上ダムにつきましては、これは岩倉峡の上流部の上野地区の浸水被害の解消、既往最大洪水流量に対する浸水被害の解消が目的であります。岩倉峡の流下能力が確実に把握されているとは考えられない。さらに詳細な検討が必要だと考えています。また、川上ダムの建設によって得られます治水効果についての代替性についてもさらに詳しく検討していきたいと考えております。

余野川ダムの治水効果につきましては、一庫ダムの利水容量の振替えであります。銀橋上流の浸水対策としては極めて効果は低いと考えています。また、下流の治水効果につきましても、余野川ダムでカットできる流量は $230\text{m}^3/\text{s}$ です。猪名川の河道改修でこの分は対応できるのではないかという意見が今のところ有力であります。いずれも結論を出したというわけではなく、これからさらに真剣に検討を加えていきたいと考えてます。以上です。

芦田委員長

どうもありがとうございました。非常によく整理していただいて、これからこれに基づいて議論したいと思います。皆様のご意見をお伺いしたいと思いますが、まず、1番目に書かれておる全体的な課題の方針についていかがでしょうか。はい、どうぞ。

江頭委員

江頭です。この全体的な意見の中で、大体賛成なんですけども、利水の2つ目のところで、「『近年の小雨傾向』あるいは『異常湧水』については」というくだりのところですが。

芦田委員長

今は全体的な課題というて、1番目の方針ですね。そこについて意見を求めているんだけどね。

江頭委員

済みません。わかりました。

芦田委員長

それはよろしいですか。もちろんダムの建設の効果があるかないか、ないことはないわけですけども、どの程度、具体的に、定量的にそれを明らかにしていく必要があるということですね。十分目的とするものに答えておるかどうかということですね。これはそういうことだと思うんです。そういうことでよ

ろしいですか。

江頭委員

はい。

今本委員

もちろん、ダムを建設する限り、ある面では効果があるに決まっています。全くないのにこんな建設を計画するはずがありません。ただ、その一方でマイナス面があるということが問題なわけですが、ここではプラス面に焦点を当てて検討する予定です。

芦田委員長

プラス面として、例えば、治水になら治水に対して計画対象洪水を設定して、それでその被害を軽減する、あるいは防止するということを設定しておるわけですけど、それが果たしてできるかどうかということで、できなければこれはないという意味ですね。

今本委員

はい、そういう意味です。ですから、どのダムも治水については当然効果があると判断されます。

芦田委員長

それは当然のことだと思うんですね。それから2番目の、効果があるとしても有効な代替案があるかどうか。これはむしろ最初に議論すべき問題かもわかりませんが、有力な代替案については詳細な検討をします。これは当然のことでございますね。それが無いという場合にどうするかということで、無いという場合におきましては、ここに書いてありますように、さらにそれですぐダムをつくるということに行くかどうか、あるいはダム計画の精査、ダム建設による悪影響の改善策等について検討していくということですね。

はい、どうぞ。

嘉田委員

委員の嘉田でございます。この全般的な課題のところですが、出発点が少し限定的過ぎるのではないのかと思います。つまり、ダムを公共事業でやろうというときには本来の必要性というのが提案されていて、それで公費で利水、治水、環境というのが出されているわけです。本来のねらいの必要性があるのかということをワーキングではきちんとやってないかもしれないんですが、必要性のところから出発しないと、実はダムに協力をしてきた人たちの納得なり、あるいはその人たちとの議論ができないのではないのかという懸念をいたします。つまり、1つ前の段階からの課題設定が必要ではないでしょうか。それが1点です。

それからもう1点は、この1)、2)、3)が、ちょっとよくわからない。「効果はあるか：ない建設中止」、これはわかるんですけど、2番目、「効果があるとすれば有効な代替案はあるか」。これは、ダムの効果があるとすれば、そのダムと同等の効果を発揮するための有効な代替案があるかということですね。

芦田委員長

そういうことです。ちょっと文章がもう少し。

嘉田委員

大変忙しいところおまとめいただいたと思うんですが、効果があるとすれば、その効果と同等な効果を発揮する有効な代替案。

芦田委員長

これは効果があるとしても、それと同等の代替案があるかどうか検討すると。

嘉田委員

はい。3番目は有効な代替案がある場合、その実現性についてということですね。

芦田委員長

はい。

嘉田委員

その辺はわかりました。以上です。

今本委員

一番最初に言われたことなんですけど、当然ダム計画というのは、この委員会の提言からすると、まずあらゆる方法から出発せよと書いてます。しかし、ダムワーキングは、既に淀川水系で事業中のダムが現にあるわけです。このダムが必要かどうかということから検討するべきかも知れませんが、時間的な制約もあり、現に事業中でもあるわけですから、それをどうするかということを出発点が我々のこれまで議論してきたこととは逆になってます。これはいたし方がありませんし、ダムワーキングとしてはそれをするようにというふうに委員会から委託を受けたということで、これはご了承ください。それから文章の今言われたことは、これは、実はけさ出る前までずっと書いてまして、文章のわかりにくいところがいろいろあると思いますので、もしご質問いただければお答えさせていただきます。

芦田委員長

はい、どうぞ。

田村委員

田村でございます。今の点に関連してちょっとよくわからないんですが、先ほど、今本先生のこの論点のお話の中で、河道整備で対応するとか流域対応がというようなことがありましたが、それは、このようなことをすればダムは不必要だということなのか、それともそれが代替案として出てくるというのか。もしもダムは不必要だというのであれば、今の嘉田さんのお話とぴたっと合うと思うんです。既に、河道対応ができるならダムは要らないという結論がここに出てきているのではないかと思うんですが。

今本委員

河道対応でできるということが確認されれば、当然ダムワーキングとしてはそういう結論を出します。

田村委員

代替案までいかないで、もうダムの必要がないということになりますでしょうか。

今本委員

現在の状況が治水レベルとして安全度が確保されているとは考えていません。何らかの方法で治水安全度を上げる必要があります。その1つはダムです。ダム以外にダムと同等以上の対策があれば、それに加えてダムをつくれればもっと治水安全度が上がりますけども、河川整備計画ではそこまでの安全度は求めていないと考えています。ダムによる安全度の向上がほかの方法でできる場合には、委員会としてはダム建設の中止を提言すべきだと思っています。

田村委員

それは、だからダムは必要ないということになりますね。

今本委員

もちろんです。

田村委員

そういうことですね。ですから、嘉田さんの答えはそこで出てくるんだろうと思うんです。どうもありがとうございました。

芦田委員長

はい。

本多委員

本多です。ダムの代替案のことですが、既に建設中ということで進んでいる部分がありますからそれについての代替案ということも当然あるかと思うんですが、そうではなくて、今までなかったことが

新しい目的になってそのことが検討され、代替案が出てきているという新しい問題が片方にはあると思うんです。

例えば余野川ダムでいえば、利水容量の振りかえというのは以前なかった話なんです。それについて、ダムをそこへ充てるという理由がどうなのかということも、これは代替案ではなくて、それが必要なかどうかということも検討した上で要る、要らないということを使う必要があるという部分があると思うんです。

例えば、その利水振りかえで言えば府営水や地下水という話もあるんですが、その中の1つに、実はダムというのもあるんです。そのダムの理由というのは初めて出てきたんですが、選定理由は何なんですかというふうにお聞きしますと、既に土地があるとか、ある程度整備が進んでいるとか、もう少し整備すれば完成するとか、だからあんまりお金をかけなくていいんですよというようなことが理由になってますけども、でも、利水容量の振りかえであるなら本来水が確保できるんですか。それから、利水安全度が確保できるんですかということが検討の中に入って、大丈夫ですよということでそれが入ってきたと言うのならわかりますし、さらにほかの代替案ということを考えることもあろうかと思うんですが。選定理由が、そういうことを検討されているような報告を私は受けてないんですが、ただ単に土地があるとか整備が進んでいるということだけでそれを出してきたということであれば、選定理由そのものに疑問が出てくる部分もあると思うんです。

ですから、新しい内容についてはやはり是非から問わないとだめな部分もあるんじゃないかというふうに思いました。以上です。

芦田委員長

先ほど嘉田さんがおっしゃったダムの必要性から議論する必要性があるということ、それは、必要性というのは国土交通省が出している目的というか、それを出しているわけですね。治水とか利水とか環境とか。それから、当初なくて今おっしゃった、途中から入れられた問題もありますけど、そういった問題も含めてそういう目的を達成することはできるかどうかということ定量的に十分議論する必要があるということを書いておるのではないのでしょうか。だから、必要性を議論していることになるんじゃないの。今本さんの。

今本委員

私はそういうつもりです。

芦田委員長

そうですね。

今本委員

はい。

芦田委員長

だから、必要性から議論すべきだというのは、当然ここでしているというふうに僕は受け取ってたんですけど。

それと、現地視察されてダムがあるかないか以前に、とにかく放置されてた状態、危ない状態で放置されていると、何とかしないといかんというのは、これは当然のことだと思うんですけど。これは、それをやることによってダムが要らんとか要るとかいう以前の問題であると思いますね。

今本委員

特に高時川はその状況がひどいと思います。このダムの問題を検討する以前に、天井川であるにもかかわらず非常に危険な状態だと思いました。じゃ、なぜここでこの問題を持ってきたのかといえば、ダム建設を口実として放置されてきたのではないかという懸念があるからです。

芦田委員長

そうですね。ダムをどうせつくるから手をつけなくて置いておこうというようなことがあったんじゃないかと。そうすると地元に対して非常に申しわけないような格好になりますから、その点も考慮する必要があると。

はい。

寺川委員

私も27日に現地調査に参加させていただいて、あと意見交換会で、高時川に関連する町長さんとか、あるいは元県会議員さんのお話を改めて伺ったんですけども。やはり今出ております、いわゆる河道改修といいますか危険箇所についての堤防補強等については、これは緊急にやってもらわないと困るということを改めて実感したわけです。この点は今も出ておりましたし、今本さんが感想的に申されましたけれども、きちっと全般的な課題なり、治水の中で指摘しておいた方が、これはやはりいいだろうというふうに私も思いました。

芦田委員長

とにかく、ダムをつくるとしても時間がかかるし、その間放置するわけにはいかんような状況だと思うんです。緊急的な対応が必要だと思います。

寺川委員

それと、ダムをつくったとしても必要だという感じですね。例えば。

芦田委員長

はい、どうぞ。

山村委員

委員の山村です。私も全般的な課題についてのこの今本委員の案に非常に賛成なんですけれども、先ほどの議論を整理してみますと、整備計画の中にはいろんな事業目的があるわけでありまして、先ほどのダムの治水問題が1つですね。それから、先ほど言った琵琶湖の水位低下による環境破壊をどうするかという、これは環境をどうするかという別の目的なのであって、たくさんのいろんな事業目的がこうあります。さらにそれをもう1つ別の観点から分けると、今までなかった新たな事業目的と、既にこのダムのように既設の計画があってそれを見直していくというやつと、こういうふうに分けることができるわけです。それぞれによって先ほどのように、例えば環境目的のために水位が下がったやつを回復させる事業をどうするかということは、これは必要性の問題ということを先に検討しなければいけないと。

ところが、そうではなくて、既に計画されておるダム、あるいは着工されておるダムについての見直しということになれば、その行政の評価のシステムというのはまた新設の場合と違って来るわけなんです。これは国土交通省の行政評価のやり方をちゃんと表にしたやつがありまして、それは新たな事業をやる場合の行政評価のやり方と、既に計画し、あるいは着工されている場合の行政評価のやり方とははっきり区別して、それぞれの違ったやり方を示しているわけです。そうしますと、この行政評価のやり方というのは、ダムのように既に着工済み、あるいは計画済みのやつについての見直しの場合ということと、琵琶湖の沿岸環境を回復するという事業の目的の評価のやり方とちょっと違って来るわけです。それが先ほど言っているように、先に必要性を検討する必要があるのかないかと、そういうところも違って来るということなんです。

ですから、委員会としてはこのダムの評価に当たって環境目的の振りかえ理論をここに入れてもらったら困るということを提言しているわけで、まさにそのとおりだと思うんです。だから、琵琶湖の水位低下についての回復をどうするかという問題は新たな問題ですから、それについてはまたいろんな代替案を考えてそれぞれ比較評価して検討するという別のルートでやるべき問題なんです。だから、その問題を結局、既に着工済みのダムの評価の中に振りかえるということ自体が問題であるということになるかと思います。

芦田委員長

はい、どうぞ。

塚本委員

今本さんのまとめられたものに賛成です。それで、その中で最初に言われたように、ダム計画があるために住民も行政も流域をほうっておく結果になっているのではないかと。このダムを考えるときに本質的に大事なことは、国の方では安全ということで基本高水ということも考えてきたのですが、実はどの問題でもジレンマがあって、安全にしよう、安全にしようとすることによって、住民はだんだん自分の我が流域の場としての暮らしのことを忘れていくという状況があります。

今後、住民参加の委員会もできていくでしょうけれども、この住民参加というのをどのようにするかということが今後の整備計画の実施に当り非常に大事な問題になります。それで、川上ダムに私も伺いました。ある人、それはダムをつくってほしいという方が、ダムがなかったらということで反対の方たちと話し合いをされていたわけです。これも白黒で決まるんじゃなくて、物事が決まったときにも継続して、ぜひこういう方たちが河川行政と常に話し合う、切実な話をちゃんとしていくということが大事であって、そのときに初めてもう一度、安全とは何なのかと、また安全を任せてくれではだめだろうと。それから法律家も含めて、これを処理していただくだけではだめだろうというところを、もう一度ダムのありようということを本質的に置いて考えてほしいと思います。

今本委員

今本です。全体的な課題のところでも2ポツ目に書きました3番目、ダム以外に非常に有効な代替案があったとします。委員会としては代替案でいいほしいといった場合に、ダムとほかの方法とでは予算の仕組みが違うんだということで放置される懸念があるわけです。そうしますと、幾らいい案を言っても、委員会としては住民を危険な状態にさらすことになる。そのところでも我々はきちんと議論して押さえておく必要があると思って、このところでもぜひ議論しておいていただきたいところです。

芦田委員長

はい、どうぞ。

荻野委員

荻野でございます。今、2の3)につきまして、先般ダムワーキンググループで、河川管理者の方からダムの見直し、あるいは代替案につきまして、費用便益計算を行ってこの委員会に提出するというところでもございました。1つのメルクマールとして、費用便益計算が出てこようかと思います。あんまり遅くならない時点で河川管理者はこの委員会かダムワーキンググループに費用便益計算結果を提出してい

ただきたいと思います。我々この委員会も、そういうものも注意深く見守っていきたいというふうに考えます。

今本委員

それでは不十分だと言っているんです。つまり、ダムをつくれれば1,000億、ダム以外だと100億とします。100億ならやりなさいと言ってもその100億の予算の出所が違うから、今の河川の整備の方でやられたのでは100年、200年かかってしまうわけですよ。そこを、いい方法を言うたからいいんじゃないかと、それに対する責任も委員会は負わねばならないんじゃないかということです。

芦田委員長

予算の問題も含めて、代替案の実現性というところに含まれるわけですね。はい、どうぞ。

嘉田委員

嘉田でございます。今の代替案の実現性のところをもう少し書くことによって、実は先ほどの必要性というものは既に内在的にこの行間に入っているということならそれで納得いたします。ただ今回、大戸川ダム、丹生ダムの現場を見させていただいて、ある社会的道義性を持って移転をし、まさに人生をめちゃくちゃにされてしまった人たちに対する責任というものはあるわけです。そのところもニュアンスとして配慮できるようなものがほしいというのが、実はその必要性のところなんです。

芦田委員長

そうなんです。恐らく嘉田さんがおっしゃっているのはそういうことだと思ってたんですが、それは重要なことなんです、どういうふうにそれを配慮していくかですね。

嘉田委員

ですから、今まさに議論になっている代替案の実現性というところ、単に空想的に100億、何百億でどこがやるのかわからないのではなくて、いつまでにどの部局がどういう国、県、あるいは自治体、住民参加も含めて、どんなシナリオでどこまでにどういう効果が代替案としてあるのかという議論が必要だと思います。それは地域振興まで含めた形でかなり具体的に議論する必要があると。これはダムワーキングプラス地域部会もあると思うんですけれども、そのところがほしいというふうな意見でございます。

芦田委員長

わかりました。新しいダムをつくる場合には比較的すばつといけるんですけども、今工事中のダムにつきましては歴史がありまして、今嘉田さんもおっしゃったように非常に長い歴史の上に、犠牲とか苦勞の上に成り立っておるわけですから、簡単に済ませる、それもやっぱり我々として考慮する必要

があると思いますね。だから、こういう代替案がありますよと言うだけでは済まんのじゃないかと。それが非常に難しいですね。どこまで議論できるか。しかし、少なくともそれは問題意識として我々は持たないといけないと思うんです。

今本委員

いよいよまとめる段になりますとそこが非常に重くのしかかってきまして、委員会として言い放しじゃないかと思っています、今、芦田先生や嘉田さんが言われたようなこと、これも委員会でやっておかないと、住民の人から見たら非常に不満であろうと思うんです。

芦田委員長

それは、だから必要性というか、むしろ違う表現で。

今本委員

この議論を得まして、もう少しきちんとまとめたいと思います。

芦田委員長

嘉田さんがおっしゃっている意味はそういうことだと思うので。はい、どうぞ。

山本委員

山本です。今のご意見に関連して。何度か現地を見に行きまして、その歴史的な背景や委員会が始まる前からストップした状態で、ダム建設について決まったところからつくらないで、地元の方が苦しまれたのに加えてストップしてしまったということで、今の状態がまた二重、三重の苦しみになっているというのを痛感しております。住民の立場で言えば、この資料2-1はダムワーキングの今までの検討経過についてダムワーキングリーダーがおまとめくださっていますので、出てきていた全般的な課題をおまとめいただいたものであって、そういうことが欠落していたとは思わないんですけども、今後は有効な代替案がある場合、ダムの建設自体が中止になる場合、ダムワーキングの中で話し合われるか、この委員会として話し合っていられるよう期待しております。

芦田委員長

塚本さん。

塚本委員

先ほど委員長、あるいは嘉田さん、今本さんが言われたところで私も申したのは、その今の現状を見ながら住民参加というのをどうしていくのかというのが非常に有効であろうと。というのは、今、本当にある意味では住民自身も現状認識が荒廃してます。そこを、自主自立の住民活動や住民の人たちのも

のをどう取り入れてといったこと。といいますのは、今回、この淀川水系で初めて河川管理者が本気で対話集会をやられたという結果は非常に僕は評価させていただきます。これまでは、このようなことが起こってこなかったんですよ。ここでやっとリアルな内容が出てきたということで、今後の住民参加のありようというのは非常に大事な局面になると思っております。

芦田委員長

はい、どうも。いろいろなお意見をお伺いしましたが、次に行きたいと思えます。

「2 機能面の検討課題」として、「環境」「治水」「利水」と3つ整理していただいておりますが、順番にご意見をお伺いしたいと思います。

「(1) 環境」ですね。はい、どうぞ、倉田さん。

倉田委員

倉田でございます。これは何度も意見を言おうとしながらいつも抑えられてきたことなんですけれども。

「環境」か「利水」に入れるのかわからない、いずれも関係があるんですけども、産業の側面、つまり農林漁業というものに対してどうかかわっていくのか。特に、漁業の場合は、歴史的にダムができたところは河川も河口周辺の湖だとか海面でも大打撃を受けてしまうんです。どこでも完璧にそういう結果が出ているんですね。

そのことが頭にありまして、今度の場合も、ダムに関してはどうそれを乗り切れるかというのはこれから研究しないと、理由がはっきりしてないのですけれども、とにかくその辺を、「環境」の中へ入れるか「利水」「利用」という形でとらえるか、その辺がどう処理していいのかわからないんですが、いつもそれは違いますと、今は水の問題だと言って切り捨てられるので気掛かりなのです。

芦田委員長

ちょっとそれは「環境」の中に入れた方がいいと思うんですが。

倉田委員

はい。ですから、希望としては「環境及び産業」ぐらいにして、若干フォローしていただければありがたいのです。

芦田委員長

「産業」とするか、環境が悪くなっているから改善すると、環境が悪くなっているというとなんが悪くなっているかということですけども、例えば生物が、魚がいなくなったとか減ってきたとか、そういうやつが入っているわけですね。それを今おっしゃっているんじゃないですか。

今本委員

倉田先生の言われることは、これは倉田先生はダムありきですか。

倉田委員

ダムができたところはそうになっていくということを言っているんです。

今本委員

ですから、それはダムありきの議論ですよ。

倉田委員

ええ。万一出来れば...の話です。

今本委員

今、ダムがあるかないかを議論しているわけですから、ダムありということになればさらに詳細な検討が要るということで私はここへ書いています。

ですから、ダムがあるのかないのかということを議論するときに、それを入れると非常に議論が散漫になる。そういうことで、何度倉田先生が言われたって私は反対です。

芦田委員長

それはちょっとあれですね。環境改善のためにダムをするんだということを書いていますわね。それはちょっと待てということで、環境改善するためには洗堰の操作をまず検討する必要があると。

今本委員

ただ、環境改善とは言ってますけど、現実にやるのは環境改善じゃありません。琵琶湖の水位操作です。

芦田委員長

うん、そうですね。

今本委員

ですから、これは河川管理者の言う環境改善という言葉をとっただけで、環境改善ということにしたら、もっとここで非常に深い議論になってくると思うんです。それが環境に効くのかどうなのか。

芦田委員長

水位操作をすることによってね。

今本委員

今は水位操作で急速な低下あるいは長期的な低水位ということが問題になってます。そこで、もしダムが必要だということになったときに、倉田先生の言われたことが当然入ってくるわけです。

ですから、段階を追っていった方がいいような気がするんですけどね。

芦田委員長

環境改善というのはどういうことかということですよ。だから、水位操作を変えても環境改善につながるかどうかというのはわからんわけですよ。

今本委員

いや、少なくとも、水位操作によって環境が悪くなっている、それをまずやめるべきではないかということ。つまり、今度の操作規則以前の状態に戻すということが1つの目標です。もちろん、琵琶湖の改善がこれでいいということにはつながらないと私は思います。しかし、水位の問題についてはまず具体的なことから始めるというのが前提じゃないかというわけです。ダムの是非を、この目的に取り上げるためには、つまりここで言っているのはダムの目的としてはいけないんじゃないかということをお問うているわけです。

芦田委員長

倉田さんのおっしゃっているのは魚が減ってきている、それを何とかせないかんというような意味でしょう。

倉田委員

そうです、そうならないようにしてほしいということです。

芦田委員長

そうならないようにしてほしいということでしょう。

倉田委員

ええ。これは毎回ねえ、今本先生からぴしゃっと切り捨てられるんです。同じことをおっしゃっているんですよ。逆に、私の立場からするといつも心配ばかりしているんですよ。それをどっかで歯どめを入れられるようなところを1つつくっていただきたいとお願いしたいのです。

今本委員

子供が生まれる前に孫の心配をしているような気がするんです。

芦田委員長

ちょっと議論がかみ合っていないようですね。はい、どうぞ。

山村委員

ちょっとその議論がかみ合っていないというところを分析してみたいんですけども。

河川法の目的は、ここに書いてある環境、治水、利水、それぞれの目的がありまして、それを達成するためにいろいろな事業を考えてやっていると。

ですから、環境も1つの目的でありますけれども、今問題になっておるのは、治水目的を達成するための事業の場合には環境は目的となっておらないと。

ただし、倉田先生の言われるそういう問題については、行政評価のときに、事業の目的を達成することによって得られる効果、プラスの効果とマイナスの効果というのがあるわけですね。だから、治水のために行う事業を評価した場合に、こういう被害がなくなるという効果の反面に、片一方で漁業被害が出てくるというふうなマイナスの効果があると。行政評価では、それをしないための計画はどうするかという形になるわけで、ですから漁業というのは、治水面の観点からいうと事業のマイナスの効果をどう避けるかという評価の問題になる。

逆に、今度は環境を目的とする事業ということから考えれば、生態系の回復ということからすれば事業目的になっちゃうということなのであります。

ですから、漁業環境というのは、環境面から見ると目的であるけれども、治水面から見るとそのマイナスの効果をいかに防ぐかという評価の問題と。私はそういうのをマイナスのアウトカムと呼んでおるんですけどね。事業というのはプラスのアウトカムとマイナスのアウトカムが。だから、そのマイナスのアウトカムを防ぐというのも治水事業を考えるときに考慮しなければいけないことなんです。ですから、マイナスの結果を防ぐという面で考慮されるべきではないかということです。

芦田委員長

そうですね。

僕も倉田さんのおっしゃっておることはよくわかるし、今本さんのおっしゃっていることも非常によくわかるんだけど、それを調整する能力がないのでね、言葉が足りなくてあれなんです。

今、環境をよくして魚がすむような環境にしようということが1つあって、仮にダムをつくってそうできれば効果があるわけですけども、その場合にまたマイナスの効果って、濁水とか冷水とかいろいろありますね、そういうやつも検討せないかんと。それをここに書いておるわけですね。「全般的な課題」の中の、ダムをつくる場合であっても「悪影響の改善策について検討」と入ってますし。

しかし、環境を改善するためにダムをつくると、すぐにそういうふうにならずに、琵琶湖の水位低下とか長期的な低水位とかというのは洗堰の操作によって起こっておるわけですから、それをまず変えることはできないかどうかと。それは恐らく難しいかもわかりませんがある程度はできると僕は思っている。いつもそれを言っておるわけですから、これをまずやってほしいと。

それが十分目的を達しない場合にどうするかという場合には、ダムによってどうなる、それに対する効果がどれくらいあるかということを検討する必要がありますけども、その場合でもマイナス面もありますし総合的に検討せないかんということで。

皆入っていると思うんですけどね。どうでしょうか。それではまずいか。はい、どうぞ。

中村委員

今の議論をさらにややこしくするようなことになるかもわかりませんが。

まず、具体的なところから言わせていただくと、「環境」の2点目なんですが、最初の「琵琶湖の環境改善について」というところは削除して、「琵琶湖の沿岸環境改善について」としてしまった方がいいと思うんです、「沿岸環境」ということに。それで、「琵琶湖の急速な水位低下あるいは長期的な低水位」に対する対応策としては「瀬田川洗堰の操作をまず検討する必要がある」ということで、沿岸環境については瀬田川洗堰の操作ということで。それは琵琶湖の環境改善全般を言っておるわけじゃなくて、沿岸環境の改善ということだけを行っているというふうにしてしまった方がいいと思うんですね、そのところは。

芦田委員長

それは国土交通省の目的のところをそのまま書いているんじゃないんですか。

中村委員

ええ。明らかにこれは沿岸環境だけの話で、琵琶湖全体の話では全然ないわけですよ。それがまず1点ですよ。

それから、もう1点は、この「全般的な課題」の2項目めの2)の中に、代替案がない場合に、矢印があって、「ダム計画の精査およびダム建設による悪影響の改善策について検討」というのがありますが、倉田先生のお話もそれに関連するかもわかりませんが、悪影響が非常に重大あるいは悪影響が非可逆的にマイナスの場合には、改善策自体を検討することすらできないということがあり得るわけですよ。それが琵琶湖の場合には非常に重要な点なわけなんです。

そうすると、まず順番から言って、そのことが非常に重大になってしまうかもしれないと。明らかに非可逆的なマイナスの影響が無視できるほど小さいと言えるかどうか。

今出てきている国土交通省の言い方は、1度か2度の調査で、無視できるほど小さいと言えるんじゃないかという言い方になってきているんですが、これは非常に重要なことで、軽々と琵琶湖のことを若干の調査で、そういう影響はないと言えない要素が非常に大きいわけですね。

もしそれが非常に大きな判断要素になるということであれば、この順番をずっと繰って行って、最後に悪影響の改善策について検討という順序でいけるかどうかということは1つの問題かなとは思うんですよね。

今本委員

なるほど。

私ね、これは「検討」のところで文章を止めてますけども、検討結果によってまた矢印が出てきて。

中村委員

ああ、なるほど。

今本委員

検討結果によって。ですから、これで「はい、ダム建設」とは書いてないんですよ。この検討結果によって、今言われたような懸念が出てきたらさらに検討します。

芦田委員長

もうちょっと調査せないかんかもわからんし、あるいはだめになるかもわからんしという。

中村委員

そうすると、「改善策について検討」というのはそれを含んでという意味ですね。

芦田委員長

ええ、そうですね。

今本委員

その結果によって、当然やはりダムは問題ということにつながる可能性があります。

中村委員

わかりました。

ただ、今の、ダムの建設は琵琶湖に非常に重大もしくは非可逆的なマイナスの影響を与えないと言えるかどうかということは、この環境の中の新しいポチとして入れるほど重要なことではないかなとは思いますが、うんですけどね。

今本委員

おっしゃるとおりだと思います。私、倉田先生が言われたこともここに入ってくることでしょね。

中村委員

ええ。

倉田委員

一言。今おっしゃっていただいたことはそのとおりなんでね。

私は、上の文章で言えば、今おっしゃったように、悪影響の改善というようなことで済む問題じゃないというところを実は何とか入らないかなと。環境であろうが何であろうが、農林水全部に、戻せないような影響があり得るのですね。その後で善後策を考えようがなくなりはないかという不安、そのところを心配しているので。それをどこかでカバーできるような、検討できるような場をつくってほしい、それがお願いなんです。

芦田委員長

今本さん、それはこの環境の中にもうちょっと項目として入れることを。

今本委員

ええ、きょうの議論を経てもう一度議論します。当然これは終わりと違います。書いた意見をいただいて修正します。

ダムワーキングでは、議論が枝葉末節に陥ってしまったり拡散したりしているわけですね。それをあと限られた時間でやろうとしたらできるだけ焦点を絞りたい、そのための資料でして、これが結論でも何でもありません。

芦田委員長

いずれにしましても、環境の改善に対して効果があるかどうかという結論を早急に得ることは難しいということが、これは前からずっと谷田さんなんかもおっしゃっているし。だけど、検討は必要ですよ。これは継続審議のような格好になるかもわかりませんね。

今本委員

私がここで言いたいのは、環境の検討は恐らく長期にわたるであろうと思います。そうすると、その検討が終わるまでダム建設についての是非を、判断をおくらさないといかんのかどうかという、ここが問題でしょね。それで、私は環境の調査結果を待つまでにある程度の判断をせんといかんのじゃないかと。そのためには、ほかのことは迷惑と（笑）、というような言い方をしているんです。すいません、

どうも。

芦田委員長

はい。

塚本委員

今の議論は本当にありがたいと。それで、中村委員が言われたこと、これは本当に大切なポイントを突いておられます。とても大事なところですよ。

それから、今本さん、それから倉田さん、決して相違でなくて、今本さん、治水というのは水を知ることですよ。よく御存じだと思いますよ。ともに信頼して今後もやっていきましょう。

芦田委員長

それでは、また時間があればもとに戻るとして、次、「治水」のところに行きましょうか。はい、どうぞ。

榎屋委員

これは「全般的な課題」の「効果があるとすれば有効な代替案はあるか」というところでも言おうかと思ったんですが。

もともと河川管理者のダムの計画というのは100分の1の洪水で、例えば川上ダムですと、1,100m³/sのうち950m³/sを軽減するという話から始まっているんですが、実際は420m³/sしかなさそうなんです。まさに治水の計画高水流量をどうするかというところに帰ってくると思います。ですから、我々としてはあくまでも実績ベースで検討するというのを明確に言った方がいいんじゃないかという気がします。

芦田委員長

それについてほかに。はい、どうぞ。

山村委員

この代替案の問題なんですけれども、おとつい高時川を調査しに行きまして、そのときいみじくも今本委員が住民の人に述べてはったんですけれども、ダムをつくるとしてもまだこれから10年ぐらいかかると。その10年の間に、今の堤防を破壊するような洪水が出たらどう考えるのかという問題があるわけですね。

いわゆる治水を考える場合に、長期的な対応と中期的な対応、それから短期的な対応というふうに見える必要があるのではないかと。

私は法律家ですから、今までの水害訴訟の判例をずっと調べておるんですけれども。従前は、大規模

な洪水によって堤防が破壊して被害が生じた場合、それが計画高水の範囲内の洪水で被害が生じた場合には国は責任があると。ところが、大東水害の最高裁判所の判例で、治水工事というのは予算上の制約とか、ダムをつくるにしても非常に長期の年月が計画段階からかかるわけでありまして、現在治水工事を継続しておる段階の洪水については国の責任はないと。しかしながら、そういう場合でも、ある部分について非常に緊急に対応しないと重大な損害を生ずる場合には、それを怠った場合には国の責任が出るということを述べておるんですね。

高時川を見てみますと、あそこの堤防は皆水を通しよると。今本さんのお話によれば、ダムができる10年間の間に洪水でつぶれる可能性は多分にあるということになりますと、仮にダム計画があってもその間に壊滅的な被害が生じた場合には、そのことを知りながらやらなかったと国の責任が問われる可能性というのは十分にあるなというふうに現地を見て感じたわけですね。

そうしますと、この代替案を考える場合にどのスパンで考えるのか。100年に1回の洪水ということで100年スパンで考えるのか、あるいはもっと50年とか30年のスパンで考えるのか、あるいは10年ぐらいのスパンで考えるのかということになるわけで、まさにそういう10年間の間をどうするのかという問題がありますので、あの非常に弱い堤防をどうするのかというのを10年スパンで考えるときには代替案ではないんじゃないかと言えんじゃないかとも思いますので、その代替案の考え方というののもちょっと検討してみたらどうかと思って。

芦田委員長

そうですね。今おっしゃるとおりで、緊急にやらないかんことと長期的に考えることがありまして、緊急にやれることはやらないかんと思うんですが。

長期的というのは整備計画では20年30年ぐらいを目標にしていますので、ここに書いてます既往最大洪水を一応対象としている。それを超す場合については、いかなる洪水についても被害を軽減する方策を考えるというのが1つの原則としてやっておりますから、それは必要ですけど。

それと、この狭窄部上流については既往最大洪水の浸水被害と。高時川は狭窄部上流ではありませんけども、これは準用するような格好になるんですかね。

今本委員

そこが本当に議論の分かれ目なんですよ。

芦田委員長

そうですね。

今本委員

狭窄部上流については明らかに出示してきているんです。では、我々は、高時川や大戸川のような場合にどのような洪水を対象にするのか。既往最大も1つの考え方です。ここは非常に流域委員会の対応が問われているところです。

芦田委員長

これが非常に難しいところですね。いかなる洪水についても被害の防止軽減に努めるというのはやらないかんけど、具体的に実際できるかどうかということがありますね。堤防を強化して破堤しなければいいという、堤防強化でもすぐ簡単にはできないと思いますし時間もかかるし。予警報、避難というようなことでも、このごろ避難せえとすぐ出てますけども、そうしょっちゅう避難するようでは困るということで。

ある対象洪水を設けて、そこまではとにかく被害が起こらないようにしようというのが、特に狭窄部上流については既往最大洪水を対象とするいうことを出してますけども、この高時川は県のあれですけども、どういう目標でやるかというのはなかなか難しいですけどね。それもちょっと考える必要があると思うんですけど。

はい。

寺田委員長代理

寺田です。

今の点、この前のダムワーキングで、きょう来れないのでお見えになってませんけども、河川部長の方からも河川管理者の考え方をかなり話をされて、委員会の方と一部は議論したと思うんですけども。ただ、委員会全体として、この今の重要な部分についての議論が少しまだ足りてない。これからダムワーキングでやらなくちゃいけない問題だと思うんですね。

今議論に出ますように、河川管理者の方は基礎案で基本的な考え方というものは示されているわけですね。つまり、1つは、狭窄部上流においては既往最大洪水というものを具体的な数値として出してきておられる。ただし、この既往最大というものは、実際に降った何年度の最大の雨量もしくは最大の流量といいますが、そのどちらをとるかという問題があるんですけども、それを選択するか、それとも一定の引き延ばしをしたものを持ってくるかという点ではちょっと考え方が違いますけども、少なくとも既往最大というもので定量的な流量というものを想定して、それに対してどういうふうな対応をするか、この二つの考え方があります。ダムで対応するのかダム以外のもので、つまり例えば河道もしくは遊水池とか流域対策というものによってどれだけ対応できるかというようなことで議論がされているの

です。

ところが、狭窄部を控えていないほかの河川においては、これは先ほど委員長が言われたように、示されている考え方は委員会と共通認識になっているわけですが、いわゆるこれまでのような計画高水、まあ何年たっても100年たっても達成できそうもないような物すごい高い流量を想定してダムを中心として嘗々といういろいろやってこられたけども、達成率は微々たるもので、そういうものはもうやめようじゃないかということです。本当に降るかどうか余り現実性がないような膨大な水量を想定して、その過大な想定水量に対して、特にダムを中心として河川の中の施設にかなり重きを置いて洪水量をカバーするという考え方がずっとあったと思うんですね。その反省の上に立って、そういう考え方をやめて、いかなる洪水に対しても対応できるように、順応できるようにしようという考え方を示されましたね。

けども、そうは言っても、今回の河川整備計画が目的とする今後20年ないし30年間に、一定の達成を前提にした河川整備計画だと僕は思うんですね。そうしますと、そういう中でやはりここまでは達成しようじゃないかという具体的目標が必要だと思います。例えば、今の治水に関しましても、治水安全度はここまでは達成しようじゃないかというものを持ってこない、何をどの対策でどこまでやるのかということの具体的検討ができないと僕は思うんですね。

だから、先ほど今本リーダーが、ちょっと今なかなか悩んでおられるところというのは本当に核心的な部分で、けどもやはりここをこの委員会の方でも少し詰めて具体的に議論をして、そしてその治水の面では少なくとも正面からの理由づけをして、このダム事業に対する意見をきちんと言わなくては行けないと思いますね。

芦田委員長

そのとおりですね。狭窄部上流については目標は一応既往最大で示してありますが、そのほかのところ、例えば高時川については示してないわけですね。

我々としても、いかなる洪水に対してもというのはいいんですけど、具体的にどこまで整備するかというのはやっぱり目標が要ると思うんです。それを示さないとなかなか難しいなと。

はい。

嘉田委員

この治水のところの議論が、今のような基本高水なりあるいは既往最大洪水量という、雨量なり洪水量という、自然の側の議論が大変多い。これは委員会でもそうですし、あるいは行政もそうです。また、予算でもそれを反映して、治水予算の9割、9割5分が水をどうにか抑えようという、うまく量を把握して抑えようということに集中しています。そのところは大事な議論ではあるんですが、もう片方の、つまり水害というのは社会現象であるということがぬけているといっています。

先ほど塚本委員が言ってましたけれども、安全だ、安全だとハードの整備をすればするほど、人々は架空の安心の上に立って被害はふえるわけです。

ですから、この治水の目的は、水を流すことが目的なのか、社会の側の被害を最小限にするということとを目的にするのかによって変わってくるだろうと思います。

私は社会学をやる立場から、あくまでも人的被害を最小限にするにはどうしたらいいのか、人が死なないようにする、あるいは万一浸水した場合にはできるだけ財産被害なりを少なくするようにし、最終的には生活再建がきちんとできて、その被災地域の人々が生きる希望を失わないような方向を考えると、これはダムワーキングから外れるかもしれないんですけども、ある程度そういう社会的な目標というものが立てられないでしょうかということを一つ考えたいと思っています。

芦田委員長

それは一応、我々の整備計画とか意見書でもそれを出しているわけです。

嘉田委員

整備計画の中にももちろん人命をという、超過洪水に対して出してますので、はい。その部分が、例えばこのダムワーキングの中で目標としてもう少し具体的に入らないでしょうかということを一つの議論にしたいと思います。

今本委員

それがね、社会学を専門にする方の無責任なんですよ。これを考えてくださいよ。これを考えたから河川はこうしてくれというのを出してくださいよ。

恐らくそれは難しいんですよ。簡単にできることだったら我々だってやりますけども、我々で幾ら考えたってなかなかできない。ですから、それはぜひ、やるのはあなた方だと言わずに、嘉田さんもぜひこういう流量の考え方、こうしてくれというのをお示しいただきたいと思っています。

嘉田委員

はい。一、二カ月時間をいただけますか。

今本委員

任期内で結構です。

嘉田委員

はい。具体的に、最小の社会的被害ということで。

今本委員

はい。

それで、先ほどの対象洪水をどういうふうにしたらいいのか、これは治水の本質に触れることでそう簡単に答えが出るはずがないんです。

例えば、この中の余野川ダムというのがあります。余野川ダムで治水の分と言えば、入ってくる流量 $280\text{m}^3/\text{s}$ のうち $270\text{m}^3/\text{s}$ 、ほとんどカットするんですけども、 $270\text{m}^3/\text{s}$ 程度でしたらいろんな方法があります。ですから、この場合にはこの計画で行きましょうと、同じ計画、同等の相手をこれにしますよと。

そのほかの大きいところになりますと、計算の仕方もいろいろあるんですけども、例えば大戸川ダムの場合は $1,250\text{m}^3/\text{s}$ のうち $1,100\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節をするとなっていますが、 $1,250\text{m}^3/\text{s}$ という流入量が大き過ぎるのではないかという批判があります。 $1,100\text{m}^3/\text{s}$ ではなく、今よりふえる分を河道改修ということでしたら楽なんですけど、 $1,100\text{m}^3/\text{s}$ を河道改修で対応するのは非常に難しいです。

そうすると、基準を変えなければダムをつくらざるを得ないということになってきます。そのところをどういうふうにするか。この委員会のかなえの軽重が問われている最も重要なところですので、徹底的に考えてください。

芦田委員長

これは狭窄部上流については一応示されておるんです。これが既往最大洪水というのは、一応我々は実績がわかりやすいと思うんですけども、雨の降り方も微妙に変わりますから、国土交通省は雨量と降り方をいろいろ想定して引き延ばしたりして検討した結果、もう少し大きい流量を出しておられるわけで、それも絶対だめだと言い切れんところもあるわけですね。そういうことが起こり得る可能性もあるから。

だから、それは決めればよいことなんです。だれが決めるかというのは、住民とか国家予算とか流域委員会の意見もあるでしょうし、みんなで決めればよいことなんです。

はい。

寺田委員長代理

嘉田委員の先ほどのお話の関係でちょっと申し上げたいんですけども、寺田です。

今本リーダーの方で書いていただいた中には特に表現されてないんですが、治水に関し当然の前提として入っているところを念のためにまず確認しておきたいと思うんです。

つまり、我々委員会が治水の理念として出したもの、これは最終目標と考えていいと思いますが、破

堤による壊滅的被害の解消もしくは軽減ということを最大目標にしようということを提言し、この点については河川管理者も同じような、新しい治水の理念として位置づけられていると思うんですね。これはまさに治水の一番の基本だと思うんです。

先ほど今本リーダーもちょっと紹介されましたが、皆さんにもお送りをした大熊先生がお書きになった論文も、「治水の王道は堤防の強化だ」ということで最後を結んでますよね。我々委員会はまさにこれを提言しているわけなんです。これは先ほどの嘉田先生の問題提起の部分とまさに関係をしています。それと、先ほど私が発言したこととももちろん関係しているんです。

つまり、破堤による壊滅的被害の解消もしくは軽減ということを最大目標にするとすれば、一定の対象洪水というものをまず基本にして、どこまでの洪水を河道によって、つまり破堤しないような堤防によって分担できるか、我慢できるかというところがまずあるわけですね。それが非常に危ういところとはにかく最優先課題で堤防強化に努めてもらわなくてははいけない。そのためには現況、堤防がどういうふうな状況にあるのかということ各河川ごとに把握していかななくてははいけない。そういうことがなければダムのは非の検討はできないんですよね。

まずは河道によってどれだけの洪水に耐えられるかということがあって、堤防、河道による分担能力といえますか耐える能力のレベルが非常に低いとしますと、これは何らかの施設によって一定量の水を分担をさせる必要性が出てくるわけですが、ダムについては特に高度の治水上の必要性があるということになってきて初めてダムの必要性が認められることになるわけです。

それから、次に、ダム建設のマイナスにどういうものがあるか。さっき中村委員が言われたように、代替案の検討の前に、マイナス面が非常に大きければ、代替案の検討に入るまでもなく選択肢が消えるというようなこともあるわけです。

破堤による壊滅的な被害の解消という最終目標を常に頭に置きながらこの治水面を検討していかななくてはならないわけです。そういう点においては、これは流域対策、つまりその周辺に住む人たちの生活とかその安全度がどれぐらいのものであるかということが常に関係してくるということだと思います。

芦田委員長

はい。

村上委員

村上です。今の、計画規模をどういうふうにするのかというのは本当に難しい問題だと思っております。

先ほどから議論の中に出てきているように、そこまでの治水安全度を達成するまでにどれだけの時間がかかるかというのは非常に大きい社会的に影響のあるファクターでありまして。

代替案という言葉がこの中に何度も出てきてますけれども、代替案というと、例えばダムに対して放出量なのか河道改修なのか、そういった個々の事業のイメージを思い浮かべてしまいがちなんですけれども、既に何人かの方もおっしゃってますが、1つではなくていろんなものを組み合わせて、しかも時系列的に並べて、こういうふうな組み方をして行って、徐々に、例えば何年後にこの治水安全度まで持っていくというトータルで考えないと、今までダムを前提として社会的にこういうふうになってくだろうと描かれてきたシナリオにかわるものにはなかなか得ないのだろうということ、だから問題がややこしいだろうなということ、今思ってます。

だから、これから代替案を考えていく上においては、1つは時限的なものを常にこちら意識しておく必要がある。これがなかなか議論に上らなかったのは、逆に今まで河川管理者さんから提示していただいたときにそういうファクターの説明がほとんどなかったということだと思っんですね。では、例えばこちらが代替案を検討していく、あるいは提案していく中では、そこもきっちり議論していく必要があるだろうということです。

先週の土曜日に、滋賀県が主催された淡海の川づくり会議に行ってきた、そこで県の治水計画の説明もされてましたけれども、後で多分その説明があると思いますが、一応100分の1を計画しているんだけれども、まず50分の1を目指してこういう規模をしようと思っているというふうな説明が、少なくともそのときにはありました。

だから、代替案の検討の中には必ず時限的なものを入れていくことを意識しながら議論していくということで、1つそこがクリアできていくのではないかなと思いますので。意見として。

芦田委員長

はい、わかりました。

ちょっと休憩しましょうか。15分、10分か。3時20分に再開します。

庶務（富士総合研究所 篠田）

それでは、休憩に入ります。3時20分から再開ということでよろしくお願いします。

〔午後 3時07分 休憩〕

〔午後 3時23分 再開〕

庶務（富士総合研究所 篠田）

それでは、審議を再開したいと思います。よろしくお願いします。

芦田委員長

それでは、引き続きご意見をお伺いしたいと思います。

治水の話がまだ終わっておりませんでしたので、治水のところで継続して何かご発言はありますでしょうか。

本多委員

本多です。今ダムをつくる計画というのが治水でございますけれども、例えば猪名川で見ますと、現計画というのが既にあるわけですね。それによりますと、余野川ダムと一庫ダムの河道改修で対応していきますというふうに書いてあるんですが、当然、新しい計画では堤防強化ということが入りましたので、前提条件がやはり変わってきているということがあろうかと思うんですね。

そうしますと当然、ダムの効果とかいろんなものについても現計画とは違う計画で考えなければならぬと思いますので、そしたらそもそも、堤防強化してその上でも要るのか要らないのかという、必要性のそこに戻ってくる議論もやはり要るのかなというふうに思っています。それは余野川ダムだけかもしれないんですが、一応つけ加えておきたいと思います。以上です。

芦田委員長

それでは、利水に入りましょうか。利水について、治水ですか、はい。

江頭委員

江頭です。基本高水の問題というのは非常に難しい。今ダム計画がある流域は、いずれもそれほど大きくないわけですね。そういうところで例えば既往最大というときに、限られた数の雨量観測点のデータに基づいておりますので、既往最大を画一的にとらえた場合、非常に危ないなという雰囲気があります。

ですから、既往最大にもいろんな考え方があるんだということを常に頭に置いて基本高水の問題を検討していくことが重要じゃないかと、そういうふうに今考えているところです。

芦田委員長

国土交通省がやっておる引き延ばしとかカバー率とか、こういうのもそれにつながってくる問題でしょう。

江頭委員

ええ、そうですね。

芦田委員長

それは理解しておるんですけど、ただ、どの規模に決めるかというのはね。決め方の問題なんで。

江頭委員

決め方が問題ですね。ですから結局、今の2枚目のメモのところに基準地点の計画流量というのが出てきてますけれども、このときに使われた雨ですね。こいつをいろんな角度で検討して最終的にえいやっと決める、そういうことをやらないかんというふうに思ってます。

芦田委員長

はい、塚本さん。

塚本委員

私は福井の水害の後、10日程後にあちらの整備局の方の案内を頂き一緒に視察させてもらいまして、あの土石流の上流部でのスケールというのをを見せてもらって、手ごたえとして思っていますのは、地形あるいは地勢をよく見て、どこで暮しているのかとまた自然が起こしてくる、起こし得ることを想定して。自然というのは本当に正直で、結果としてはあるがままです。それを想定して、コミュニティーでしっかりと連絡し合うものができれば、少なくとも人命は被害から免れるだろうというのを、私としては手応えとして感じました。そのことを底において治水ということを考えていきたいと思っております。

ただ、そのときに都市なんかはどのようになるかということも、しっかりと想定して今後いろいろとやっていかないと。だから、今おっしゃったように既往最大がありますけれども、基本的な自然の作用というのはどういうものなのかということも、やはり根底に知っていくということがもう一度問われるところじゃないかなと思っております。

芦田委員長

どうぞ、田中真澄さん。

田中真澄委員

田中真澄です。この基本高水、ピーク流量の数値の設定については、絶対的な決め手はないと私は思います。逆にこれが絶対的なものだという形でもやっぱり問題があると思います。それから過去、既設ダムでもう50年とか100年という確率でできているダムがあります。どれだけの流量でダムからあふれているか、それは50年確率でつくったものが実際の流量はそれ以上であったのか、そういう過去のデータを検証して、ある程度これからのダムの高水を検討していくということも一案ではないでしょうか。例えば、四国の早明浦ダムで経験したように確率以上流量の水害の検証も参考になると思います。

芦田委員長

どうぞ、池淵さん。

池淵委員

ここに書いてある問題点の指摘は理解するところですが、ただ、それにかわる代案の提示がなかなか出せないという形がある。恐らくこの基本高水というのは、ある意味で言えば従前からの設定という形のものでとられているわけですが、その時代背景を考えたとき、日雨量というデータは、確率処理するに値するほどに結構存在している。それで今度、降雨波形の方は時間単位になります。当然、その形のデータは少ない形で推移してきたと。しかし、最近では時間雨量データも相当、空間的にも時間的にもふえてきている状況にあります。

そうすると、この降雨波形そのものがどんな確率で生起するののかという形の方法論も、一方では展開し得る状況にあるのかなと。この流域がそこまでいけるかどうかということについてはちょっと無責任な言い方で申しわけないんですけど、そういう確率というもので安全というものをもし評価するのであれば、100個ぐらいの波形が時間雨量であるとすれば、その波形そのものの生起確率処理という形のもものがまた一方では出せんこともないというふうに思ったりもしています。そのあたりのものについては、この時点ではこういう課題があるということで、それにかわる代案をどういうふうに出そうかなということをし、私自身としてはいろいろ思っているんですけど、回答にはなっていない形で恐縮でございます。

それと狭窄部につきましては、先ほど来のお話にありますように既往最大規模という、それは雨でいくか流量でいくか、これも選択の問題ですよね。それから、流域全体として考えるときにはあらゆる洪水ということで、そのあらゆる洪水も、さっきありましたように実績というか、実際に経験したものを。それだけのものをあらゆる洪水という対象にするのか。やはり、雨の量はあれだけ降り方は違うという形のものとか、結果としてそれが引き延ばしということになるんだと思いますけど、そういうものを入れた形で、あらゆる洪水というふうにするかによって大分違うんですよね。

ですから、そこら辺をどこで絞り込まなあかんのかということについては、今本先生もおっしゃったように、今のダムワーキングとしてのテーマであるということは重々わかっておるんですけど、問題提起と最終的な選択というところにおいて、ここの言われ方そのものはそうなんですけど、あらゆる洪水という形のとらえ方のもとで、狭窄部において実績値それだけの形のものでいくことについて、本当にそれでいいのかどうかというのについては少し危ないなという気はしております。

芦田委員長

治水のあり方については整備計画基礎案にも書かれておるし、我々の意見書でも書いてほとんど一致しておるわけですね。それはもう、あらゆる洪水に対して被害を軽減するという原則は皆共通しておりますから、ここで議論するのはもう少し具体的に、ダム計画についてのかかわりで議論する必要がある

と思うので、ダムの効果があるかないかということを議論する前に、どこまで水を河道へ流すかという流量を決めないと、なかなか効果が出てこないわけですね。効果を検討しにくいということで、そのあたりに焦点を絞って考えていただいた方がいいんじゃないかなと思うんです。

それで、狭窄部上流については既往最大洪水だと。これには若干幅がありますけど、既往最大洪水規模をとろうということでは一致しておりますし、これは問題ないと。それに基づいて検討すればいいんですけども、そのほかの大戸川ダムとか姉川、高時川とか、そのあたりについての河道で流し得る対象洪水をどうするかという、これは県の計画にもあるかもわかりませんが、それをそのまま受け入れて検討するかどうか。そのあたりが議論の対象になると思うんですね。もう少し絞らないと。

今本委員

よろしいですか。あらゆる洪水とは、文字どおりのあらゆる洪水です。1万年に1回の洪水も対象です。問題は、じゃどこまで河道で耐え得るかというときに2つ問題があるんです。1つは流量です。どれだけの流量が来るんだらうと。もう1つは、河道でどこまで流れるとするのか。

堤防が切られなければ明らかに天端です。これまでのやり方では、計画高水位を超える以上は絶対流れないんだという算定をしてきたわけですね。それに対して堤防強化というものを打ち出して、堤防強化ができるかできないかの議論はちょっと置いて、もしできたとしたら当然、天端まで水は流れます。天端を超えてもあふれるだけです。そうなったときの河道の流下能力というのは、現在の流下能力をはるかに上回るものがあります。これがこの流域委員会がずっとここまで議論してきた問題で、計画高水位、今でいう堤防天端高から余裕高を引いたものですけど、余裕高というのは非常にあいまいです。勝手に決めているわけです。2mとしている場合もあれば1.5mの場合もある。甚だしいのは3mぐらいとっている場合もあります。確固とした根拠はありません。そのぐらいまでは大丈夫だろうという過去の経験に基づいています。しかし、それ以後、堤防は明らかに強化されてます。これまでのつくり方とそれ以後は違います。

それと、私は土堤原則にこだわるなということを盛んに言ってますけども、土堤のいいのは年月とともに締め固まってきて強度がふえるということがあります。どこまでふえたのかわかりませんが、ふえています。そういうことをトータルして、やはり河道の流下能力の推定と、もう1つはどういう流量を対象にするのが問題です。この2つとも非常に難しい問題なんです。わからないんですよ。わからないなりにやっついていかなるを得ません。

じゃ、もし水害になったらどうするんだと。そこで流域対応と組み合わせてやっついていこうということですので、私は少なくとも、現在の確率洪水のような決め方でやったら何の進歩もないと思います。淀川水系流域委員会は、いかなる洪水にも耐えようということ、あるいは破堤による壊滅的な被害を避け

ようという、この前提に立っているんだということに立てば、たとえ河道でもたせる対象というものを若干今までよりも低下させても、社会的に受け入れられるんじゃないかという期待を持っています。

芦田委員長

それでは、今度は利水の方に入りたいと思います。これについてご意見をお伺いしたいと思います。水はもう要らんのじゃないかと。したがって、「利水面からみたダム建設の必要性は容認できない」と書いているわけですけど、本当にそれでいいかどうか、このあたり。どうぞ、江頭さん。

江頭委員

江頭です。先ほどお伺いしたかったのは、黒点の2番目ですが、近年の少雨傾向というのと異常渇水というのを同時にこの論理の中でとらえて良いかということが1点です。

近年の少雨傾向というのは、今は手元にデータがありませんけれども1940年ぐらいからでしたでしょうか、もうちょっと前からでしたでしょうか、やはり統計処理がしてありまして、気温の上昇とともに少雨化傾向というのは顕著に出ているんですね。それをどこまでそれぞれが信用して、将来の水資源の量を予測するかという、そういうところだろうと思います。それから異常渇水については、同列に議論するのはちょっと問題があるんじゃないかと、そういうふうに思います。

今本委員

それで、どうだというんですか。

江頭委員

だから、この「よって、利水面からみたダム建設の必要性は容認できない」というのは、現段階でここまで言い切れるかどうかということですね。

今本委員

今本です。私は気象の専門家じゃないから、単にこれまでのいろんな人の言っていることの集大成になるかもわかりませんが、温度が上がったら雨が減る、この論理は打ち立てられてません。それから今は、1940年から見ますとそんな傾向が明確にあるとはいえません。もっと近年です。日本はそうだと思いますけど、ほかの国でもふえているところがあります。日本の中でも場所によって違います。この場所では温度が上がったら減るけど、この場所では温度が上がったらふえるんだという論理を示してもらわないと、そういう説得性を持たないということを私はここで言っているんです。

芦田委員長

だけど、それは非常に難しくてね。

今本委員

ええ。ですから、だれも今のところわからないから、わからないことを基本に、どうしようということなんですよね。異常渇水もそういう面では一緒だと思うんです。

芦田委員長

変動が激しくなるというのは大体認められておるんじゃないですか。雨がきつくなったり降らなかったりして変動性が強くなるというのは、全体的には、地球全体から見ると雨量はふえるわけですね。温暖化になると。

今本委員

例えば、時間雨量 100mmを超える回数がふえたということと、観測地点がふえたということとは非常に密接な関係があります。当然、観測点をふやせばキャッチできるのは多くなりますのでね。今、芦田先生の言われたことは、それは私も大体わかるんです。変動の幅は確かにふえていると。しかし、利水面からいえば、そのことはどうなんでしょう。

芦田委員長

異常渇水になると、例えば昭和14年も物すごく雨量が少なかったというんですが、そういうときに現在どういうことが起こるかというのを知っているかどうかですね。

新規に水需要がないというのは恐らく言えると思うんですけど、渇水が起こったときにどういう社会状況になるかということは。

今本委員

渇水が起こったときの状況というのはある程度経験があるわけですね。渇水の町はあちこちにありませんから。

芦田委員長

できるかどうか。

今本委員

できるかどうかですね。例えば福岡なんかに比べて、関西圏というのはもっと広いですから、その難しさはあると思います。ただ、そういうあいまいさのもとに新たにダムをつくれればそういうことが解決できるのか。例えば今、気象のことを言いましたけど、ダムをつくっても空っぽというダムも随分あるわけですよね。そういう可能性をひっくり返してどうするか。これは本当に未知の要素で議論していかねばならないことばかりですので、難しいと思います。

芦田委員長

これは池淵さん、何か。

池淵委員

この少雨傾向というものは、この間からずっとデータで見せていただいたのは年降水量という形ですよ。それで異常渇水というのは雨、それから流量という形の供給サイドと、それから使用量というか、広義に解釈すれば需要量ですよ。その一時的なアンバランスという、そういうとらえ方ですよ。

そうすると、年降水量の低下傾向という形と需要と供給の一時的なアンバランスの、例えば夏期の6月7月8月9月とか、そういうところで少雨傾向かどうかという形と、その変動性が大きいかどうかという、その部分の出し方がもう少し出てこないか渇水という部分のとらえ方が弱いんじゃないかという、あるいは異常渇水という、その分け方をもう少し、そういう意味合いで整理すべきじゃないかというふうに思ったりしておるんですけどね。

そうするとやはり、今まで出てきてますように水利権としての量は結構あるようだけれど実際に供給できる量については、満たし切れない部分があり渇水調整に入っているという、そういう形のものがあるといことです。この水利権量はあるけれど、実際の実供給はそこまでいけてない形のものに一方では変動とかいうものがあるというような形の説明であれば、この「データの集積が不十分で、論理的な説得性をもつとはいえない」というのは、そういうふうに言い切ってしまうのかなという気はちょっとしております。

それから、上の方のこれは私も、利水部会長としては当面もう新規利水はないと判断せざるを得ないと。これは例えば1月30日まで出てこなかったら、次出てきたときはそれを入れてまた検討するという形にならんように「当面」というのは、ある程度切ってもらいたいなというぐらいには思ってますけど。

芦田委員長

新規水需要はないという形で、それはそうでしょうな。はい、嘉田さん。

嘉田委員

これもまた、さまざまな個別のデータを積み上げる科学的判断とともに、社会的判断というのが必要だと思うんです。異常渇水の調査は私どももかねてからしております、例えば昭和14年に何があったのか、昭和59年に何があったのか、平成6年には何があったのかということを中心に地元で、聞き取りとデータを集積しております。今ここにお出しする用意はないんですけども、昭和14年の場合には琵琶湖辺などは大変でございました。

例えば農家は、ちょうど8月9月ですから地割れが起きて、土瓶水というような形で、それこそ子供

たちが土瓶に水を入れて井戸水をかけてようやく米が少しとれるようにしたというようなほど大変だったわけです。その時代から比べますと、農業用水ダムも琵琶湖からの逆水かんがいもでき、大変、利水設備ができたわけです。農業だけではなくて生活用水もそうです。

ですから昭和59年の場合、あれは20%だったでしょうか、取水制限をしたけれどもほとんど生活には、少し水道の圧力が下がるぐらいのところ、そんなにひどい被害はなかった。平成6年の場合は、これもほとんど生活の中で、取水制限されていることを住民の人も知らないというようなことで、いわば関西はここ三、四十年、総合開発なりさまざまな利水事業の影響・効果があり、渇水の被害がそれこそ社会経済の根底を揺るがすほどの潜在的被害はないのではないかと考えております。

そのような意味では福岡あるいは東京などとは条件が違うわけですね。ですから、私は社会的被害から見て、もうこれ以上利水は要らないというような判断には賛成いたします。もし資料が必要ならばお出しいたしますけれども、そんなところで、そもそも関西人は水をむだに使い過ぎているということがございますので1人1日450リットル。これが福岡ですと300リットルちょっとですね。東京で350リットル。関西ではここまで使わなくてもいいというような状態の中でこれ以上、いわば渇水安全性を高めるといのは、社会的にも「ない物ねだり」に近いのではないのかというような判断をしております。

芦田委員長

今の問題は渇水対策として国土交通省がダムの目的に入れておられるわけですが、国土交通省の方から何か発言はございますでしょうか。

もう要らんとおっしゃるので。利水面からは、ダムは要らんのやないかと。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。利水については、大変少雨のときにどのような事態が生じるのかということについては何回か前のダムワーキングの中で、琵琶湖の水位で言うところになんかふうになってしまうと。節水を講じたとすればこのような程度になるというようなことを一度お話ししたかと思えます。そのときはまだ、切実度がどうであるかというようなことがもう一つ伝わっておらないようなところがあったと思えます。

さらに、仮にこうだとして、何か施設があったらどういうふうになんか緩和されるのかよくなるのか、それもよくわからんというか、そのときにはまだお示ししてなかったわけですが、このあたりは改めてお示しをしたいというふうには思っております。

芦田委員長

もう少しこれは議論する必要があるんじゃないかなという気がするんですね。

はい、どうぞ。順番に。

本多委員

本多です。まず初めに、この「ダムWGの検討経過について」という資料を出していただいて当たり前のように意見を言わせていただいておりますが、今本リーダーにきょうの午前までまとめていただいたことにお礼を言うのを忘れておりました。ありがとうございます。

それで、利水のことについて発言をさせていただきたいと思うんですが、まさに今までこの検討結果というか、精査したものの報告が全くなかったということでございまして、これはやはり河川管理者にもっと早く出していただきたい。途中経過でもいいから出していただきたいということもあるかもしれませんが、また流域委員会としましては少し行政待ちになっていたようなところがあるのかなという反省を私は思っています。

それで実は、きょうの参考資料1の12ページに資料を出させていただきましたが、箕面市の北部水道事業に関して、これは箕面市水道部の了解を得ましてここに公表させていただきましたが、既に余野川ダムの利水を府営水に振りかえるということを検討されているという資料が出ております。また府民の皆さんの中には、この傍聴者の中からも一生懸命府営水のことについて調べられて、こういう結果が出てますよ、ここまで検討されてますよということも、実はよく傍聴の中で発言されていると私は思うんですね。それを考えますと、私のような一市民であったり一府民であったりする人でも、ここまで状況がなってますよというものを調べて出すことができるということがあったんだということを、私は今、反省をしております。

そうであるなら、もう河川管理者はある程度の情報をつかんでおられるんじゃないかなと。箕面市がこのようなことを判断されたということを知らなかったということはないんじゃないかというふうに思いますし、ほかにも府営水や阪水や、そういうところの検討もある程度、小出しになった情報をつかんでおられるんじゃないかなと。

私どももやはり、そういう情報をみずから集めるということを怠っていたのかもしれませんが、河川管理者もやはり、そういう精査結果の途中経過を出してくださるということについても少し時間がかかり過ぎたのかなというふうに思っています。現実にかこうやって資料を提供していただいたということがございますので、やはりこの精査結果というのは早く、次回のダムワーキングでも出せるところはすぐに出していただいて検討する必要があるのかなというふうに思います。以上です。

芦田委員長

寺川さん。

寺川委員

私はまず、この「『近年の少雨傾向』あるいは『異常渇水』については、懸念されるものの、これまでのデータの集積が不十分で、論理的な説得性をもつとはいえない」というのは、このままで正しいだろうと思います。それは、これまでに国土交通省の方から示されている資料等を見ましても、過去の、いわゆる降雨とか雨量の統計というのは出てるんですけども、必ずしも少雨傾向ということは明確になってないと思うんです。

以前に示された資料を今見ているんですけども、例えば明治31年ごろにも雨はしばらく降ってないわけですね。近年はむしろ、雨が降らないときがあってもまた降っているというようなグラフになっているわけです。それからまた、これまでダムとか、あるいは琵琶湖総合開発もそうですけれども、どこを基準にその数値というのが計算されたかというのを見ても、非常に長期にわたって統計がとられているのもあれば、20年程度ではかっている。高いところだけとってその数値を求めたとか、あるいは低いところで求めてきたというような、非常にあいまいな統計といえますが、そういったところに依拠して答えを引き出しているというふうなことがありますし、いわゆる近年の少雨化傾向というのが、何をもって近年かと。近年とは5年であるのか10年であるのか20年であるのか、地球的なスパンで考えますと100年くらい見ても、それを長期と言えるかどうかということもありますので。

確かに最近、雨の降り方がおかしいとか、降るときもあれば降らないときもあるというだけで、いわゆる少雨化傾向あるいは異常渇水と言い切ってもいいのかと。特に琵琶湖の異常渇水を見てみると、既に議論してきているわけですけども、人為的な渇水と言ってもいいわけですね。水位操作で、6月16日にマイナス20cmに、雨が降っている年でも降らない年でもそこに持っていくことで、渇水が起こっているということも言えるわけですから、そういうさまざまなこれまでの資料あるいはやってきたことを見ますと、ここに表現されているようなことが言えるのではないかと思います。

それからもう1点は、その上のいわゆる利水の問題ですけども、これもこの前のダムワーキングのときだったと思うんですが、早急に出すという管理者からのお答えだったんですが、早急にとっても、もう時間がほとんどなくなってきている状況で我々は何らかの判断をしていかざるを得ないとしますとこういったことになるのかもわかりませんが、しかし既に、今回の淀川水系におけるダム開発について利水で大きなウエートを占めている大阪府営水道あるいは阪神水道事業団はもう撤退方向、あるいは下方修正ということを明確にしているわけですね。

その辺はもう既に、公式に管理者から資料としては出てないにしても社会的には明らかになってきているということを見ますと、そういったことも含めて判断していくようなことで、文章の表現としてはもう少し書きようがあるかと思いますが、基本的にはそういう認識で我々は判断していけばいい

いのではないかと思います。

芦田委員長

ほかに手を挙げておられましたかね。はい、荻野さん。

荻野委員

荻野でございます。水需要管理という言葉が利水の一番もともになるうかと思いますが、もともとは、新規の水源地開発が必要かどうかということをしかり考えようと。それには水需要の中身がよくわからないといけないということで、水需要の精査確認をこの委員会でもやってきましたし、これは河川管理者側のデータに基づいて我々が判断していこうということだったんですが、残念ながら3年たっても出てこなかったの、それじゃ自分たちでやろうかということに、今は半分以上そうなってまして、河川管理者の精査確認を待たずに見切り発車をしなきゃいかんというのは非常に苦しい段階であろうかと思ひますし、非常にまずい状況だろうと思ひます。

これは河川管理が、治水管理と同時に利水に対しても管理者であるということの責任の重みを重々感じておられるのかなと。申しわけないんですが、水利権の許可を下す以上は水需要管理をもうちょっとしかり、しかも説明責任を果たしていただきたいと思ひしております。

それから異常湧水につきましては、特に琵琶湖・淀川水系で問題になるのは湖東平野の部分だろうと思ひます。湖東地区はやっぱり異常湧水といひますか、湧水状況が毎年発生しております。嘉田委員が今おっしゃったように、かなり厳しい状態になっていることは間違いないんです。

姉川、高時川、日野川、野洲川、愛知川には大規模な農業用水があつて、稲作地帯なわけですね。以前、河川管理者の方から湖北地区の水需要の実態というのが示されました。確かに、基本的な取水量10 m³/s に対して5 m³/s を下回るといひ日が非常にたくさん出てきております。そういう意味では湧水状態といひのは認めざるを得ないかなといひふうに思ひます。これは冬場の積雪量が小さくなっていて、山に雪が積もっていないと。そうしますと、かんがい初期の6月から7月の初めにかけてやっぱり川の流量が少なくなって、梅雨時期に雨が降らなかつたらそのまま湧水状態に入つてしまつて、琵琶湖の水位がどんどん下がっていくと。琵琶湖水位が下がれば下がるほど農業用水の需要量といひのはふえていくんですね。そういう悪循環があるといひことも事実だろうと思ひます。

そのときにどういひふうな対策がとれるかといひことで、今本先生に書いていただいておりますように瀬田川洗堰の操作管理を、そういう実態を見て操作管理規則をある範囲で考え直すといひことは、ぜひやつてもらいたいといひふうに思ひます。操作管理をやるときは、もう1つ大阪湾との関係で、大川と神崎川と淀川本川に流す水量と洗堰から放流される量とを、きちんと実績を示していただひて、瀬田川洗堰の操作管理と大川の放流量あるいは神崎川の放流量との関係もきつちり見ながら、これは実は環

境とのスワッピングになろうかと思うんですが、この辺も水需要管理の中で環境面との接点になろうかと思えます。異常湧水とか近年の少雨化傾向がダム建設に直接つながるようにもし言われるんだったら、これはやっぱり説得力のある理論を河川管理者から説明していただきたい。

それからもう1点言いますと、琵琶湖の利水容量は - 150cmまであるわけですね。それから補償水位として - 200cmまで利水容量なんですね。ところが、 - 100ほどになりますと、もう新聞がががが書いて、湧水状況になって節水対策、節水状況というふうになります。すなわち、琵琶湖総合開発事業のうち 100cmぐらいまでは何とか使うんですが、そこから下の - 150、 - 200なんてことになると、ほとんど需要の実態がないと。しかし、 - 200までほり込んで、初めて琵琶湖総合開発事業の40m³/sの新規利水が10年確率で全うされるという計画になっているわけですから、その計画自身が現在の操作基準、あるいは現在の市民的なコンセンサスが得られていないというようなことが問題になろうかと思えます。もし 150あるいは 200まで下げないということが前提で環境問題を考えるんだったら、ぜひ大川放流量も勘案しながら瀬田川洗堰の操作管理をもう一度見直していただきたいと。これが利水面から見た瀬田川洗堰操作管理基準の見直しです。

もちろんプラスマイナスゼロで治水面から見たときの制限水位を見直してほしいということもあろうかと思えますし、環境面からは環境改善という意味で、もうちょっとこれを考えなきゃいかんという面もあろうかと思えますので、そこは治水、利水、環境の3つの面からこれを見直してもらいたい。

芦田委員長

はい、どうも。利水につきましては、新規利水事業はないというのは大体皆の共通した認識じゃないかなと思います。しかしこれは、近年の少雨傾向あるいは異常湧水について懸念されるというのは、それが心配されるということですよ。

今本委員

そうですね。あり得ると。

芦田委員長

あり得るけど「論理的な説得力」というのは十分意味がわからないんですが、ちょっとこれは。

今本委員

先ほどから、この文章のことをいろいろ言っておられますけど、これはあくまでも経過報告であって意見書として出す文章でも何でもありませんので、表現については余りこだわらずに、最後に直されるときは意見を聞いていい文章にしましょう。

芦田委員長

「利水面からみたダム建設の必要性は容認できない」というのは、ちょっと問題ではないかと思うんですね。ということを書いたかったわけです。

それでは、事業中ダムの論点、この各事業について何かご意見ございますでしょうか。ここにいろいろまとめていただいていますけど。

今まで議論してきたことに大体関係していますね。天ヶ瀬ダムのダムの再開発について、私もちょっと考えておるんですけども、これはやはり上流、下流の関係から見て、どうしてもやっぱり必要ではないかと思っているんですが。すなわち、流量を増加させて、放流能力をふやすと。しかしながら、下流の塔の島の景観が非常に悪くなるというか、その問題が、今現在既に悪くなっておるんですね。前は非常に、50何年ごろの航空写真と比べてみても物すごく違ってます。したがって、これはむしろ景観を復元するぐらいの方にやっていただきたいなという気がするんですけどね。そうしますと、景観を保全するどころか、もっと復元するということが目標にして、かつ流量をふやすことが可能かどうかということを実際に考えないといかんとおっしゃっているんですけども、そのあたりが非常に大きな課題であると思いますね。結論的に言わせて、流量をふやすというのは可能だと私は思っています。それは河道の形状とかいろいろありまして、問題意識としてそのあたりを入れていただきたいなと思います。

はい、どうぞ。

塚本委員

芦田委員長が言われた、その件についてです。私も同じ考え方です。それで、ぜひお願いしたいのは、天ヶ瀬ダムができる前の河道あるいは周辺の図面を出していただきたいなとお願い致します。といいますのは、塔の島のあたりで川幅を広げられないかというのが1つあるんです。どういうふうの開発してきたのかということ、確かに芦田委員長が言われるように悪くなっていますね。もう1つは、住民の人たちが、あの塔の島やあの周りの景観について本気になって議論してもらいたい。場合によっては、非常に偏っているんじゃないかということがあります。

それで、きょう、資料をいただきたいと言いましたら、ちょうど琵琶湖事務所の方が来れなかったものであれですけども、対話集会でどういう意見が出ているのかとか、そのことも含めて、今後は住民の総意といいますか、集まって話し合うということが非常に景観としては大事なテーマだと思っております。

芦田委員長

はい、どうぞ。

本多委員

本多です。

事業中のダムの論点についてですが、余野川ダムについて1つお話ししたいことがあります。それは利水容量の振りかえの問題であります。これについては、振りかえることが有効なのかどうなのかという議論もあろうかと思いますが、その振りかえ先が余野川ダムでいいのかどうかという問題点もあると私は考えています。

私の個人意見ではありますが、委員の意見として参考資料1の9ページに、この10年間の一庫ダムと余野川ダムの流域に降った雨の量を検討しまして、果たして利水容量が確保できるのか、また治水安全度が確保できるのかという問題について少し検討しました。そうしますと、一庫ダムの降雨を集める能力を100%とすると、余野川ダムは約40%程度しかないというのが、この間のデータを調べた結果わかりました。

そうすると、振りかえはいいかもしれない。府営水や地下水やいろんな振りかえ、ほかにも第3、第4の案を考えるのはいいかもしれない。しかし、余野川ダムがその振りかえの1つとして適当かどうかということについてはもう少し検討をしないと、これは1つの中に入れていいのかどうか、私はちょっと議論が不足していると。ただ単に土地があるとか、そういう整備がある程度進んでいるとか、あと少しで完成するから費用を余りかけなくて済むとかいうことだけで、その対象の1つに入れるということには疑問があるなど。それは1つの論点として議論する必要があるかなというふうに思っています。

以上です。

芦田委員長

はい、どうも。

時間が大分過ぎましたので、このあたりでこれをやめたいと思います。

3) 地域部会における検討経過

芦田委員長

次は、地域部会における検討経過ですけども、これについて十分議論する時間がございませんが、それぞれの部会から状況でも簡単にご報告していただいて、何かご意見があればお伺いすると。短い時間になりましたけど、そういうふうにさせていただきたいと思います。まず、琵琶湖部会でございますけども、きょう、部会長はお見えになっておりませんが、庶務の方から。

庶務（富士総合研究所 吉岡）

琵琶湖部会の開催状況なんですけども、昨年10月23日、27回の琵琶湖部会が開催されまして、それ以

降開催されてない状況です。なお、以前のご案内に、9月15日に28回部会を開催するというふうに告知を申し上げてましたが、これに関しては中止になっております。したがって、後でスケジュールのときにもお話しいたしますけども、次回10月13日、琵琶湖部会が開催されるということになっております。以上です。

芦田委員長

江頭さん、部長代理ということだけど、何かございますか。

江頭委員

いや、特段つけ加えることはございません。1回流れまして。

芦田委員長

はい。それでは、その次、淀川部会お願いします。

寺田委員長代理

はい。淀川は、この資料1にもありますけども、8月25日と9月17日の2回、部会を開催しました。きょうずっと先ほど来いろいろ議論がありましたけども、2回ともダム事業の問題を深めようということで、淀川部会の委員さんはダムワーキングの方の委員をされている方も多いんですけども、ダムのワーキングの委員でない方もいらっしゃいますので、いろいろ検討状況をアナウンスするというに加えて、重要な論点を決めて深めようということで2回ともやりました。それで、1回目のときは川上ダム、それから2回目の9月のときは天ヶ瀬ダム再開発と大戸川ダムということで、淀川の方は守備範囲が広いものですから、ダムだけの検討しかできておりませんが、この2回で、きょう議論されてますような、非常に基本的な部分の議論がかなりできたと思います。それをまたダムワーキングの方で生かしてもらえたんじゃないかというふうに自負をしております。

先ほど来、議論に出ておりますように、やはり1つはこの対象降雨というものをどのように考えるか、それを一定この委員会として決断をしていかななくてはならないというふうなことが共通認識になったというふうに思いますし、それから琵琶湖の水位操作の問題というものが天ヶ瀬も大戸川も、もちろんこの淀川の守備範囲ではありませんが丹生も、すべてこの基本にかかわっているということ、これらのことが共通認識になった上で、こういうものを根本的にどういうぐあいに考えるかということについて、かなり意見交換ができたというふうに思います。

それから、もう1つは、この堤防というものの現状把握、そういう中で堤防が果たすべき役割というものを重視した治水対策といえますか、そういうものを具体的に検討するということの必要性も認識が深まったというふうに思います。以上です。

芦田委員長

整備計画の見直し点検というのがございましたね。それは。

寺田委員長代理

はい。これはダムの方の検討を優先してやった結果、次の部会でこれをやるということで、もう部会の日も入っておりますので、これは忘れなくやるつもりであります。

芦田委員長

お願いします。

寺田委員長代理

はい。

芦田委員長

何かほかにご発言、ご意見ございますでしょうか。

なければ、猪名川部会。猪名川部会の部会長がお見えになってませんので、部会長代理、池淵さん。

池淵委員

はい。

これも資料1の4ページに結果の概要を報告させていただいておりますが、9月1日に第21回の猪名川部会を開催させていただきました。そこでは、この余野川ダムのサブワーキングでの討議内容、議事内容等を検討経過と含めて報告をいただいております。

それから、河川整備計画の基礎案に係る平成16年度事業の進捗点検ということで、ここでは堤防強化という中で、浸透、それから洗掘破堤というものに対する展開だけではなく、越流破堤までの堤防強化策をもっと真剣にやってもらいたいということ等をいただきましたが、まだこの部分については、先ほど今本先生がおっしゃったように、ハイウォーターでいくのか、堤防天端まで流れるというふうに見えるか、そういったことにも非常に直結する内容でもあるので、そのあたり、コスト、環境も含めて、今後その方向で検討したいという回答もいただいております。

それから、実績降雨、既往最大という形で、その後、狭窄部上流については、前回の余野川ダムにおいては、ほかの狭窄部の既往最大規模を見ながら対象規模洪水というのは見直しをするという意味合いで検討がなされるというふうに回答をいただいております。それから、河川敷利用の縮小策ということで、申請者からの更新申請がなされない場合にとるというようなことで、この書き方だと、更新申請があれば、河川管理者は河川利用の縮小に向けて動かないというふうに受け取れるので、これは委員会の提言が後退してしまっているんじゃないかという意見があり、この件で、強制的には河川利用を排除す

るわけにはいかない、これからいろいろ合意を得ていきたいというような回答等もありました。あと、外来種対策とか、河道内樹林の伐採については、猪名川自然環境委員会等にも審議していただいて、またお答えしたいということでございます。

余野川ダムにつきましては、先ほどございましたように、どこまで整備すれば、どこまで浸水被害が軽減できるのかといったこととか、それから既往実績でいくというものについては、先ほど申しました狭窄部についてはすでに意見審議していますけれども、それより下流等については、その検討する際の基準とする降雨についてはまだ対象降雨を決めてないので、これから検討して説明するというようなお答え等で進めております。そのほか、単独案だけじゃなしに、複合的な代替案検討結果を出して比較の俎上にのせるべきじゃないかとか、それから兵庫県とか大阪府とか、そういった府県等との整備の整合性はとれているのかといったご意見等もいただいています。

スケジュールとしては、止々呂美地区で部会を開催して、地元住民の意見を聞く必要があるのではないかなというようなことで、その視野も入れて日程調整を行っていきたいということでございます。以上です。

芦田委員長

はい、どうもありがとうございました。

整備計画事業の見直し点検についても何か出ておるでしょう、池淵さん。

池淵委員

今、その中で、この越流破堤の内容とか、銀橋狭窄部を開削した場合の検討をするべきだとか、そういうようなこと等を平成16年事業の進捗点検ということの触れ方として議論したというふうに思っています。

芦田委員長

だから、それはこの委員会にいつ出していただけるの。委員会として了承する必要がありますからね。

池淵委員

はい。まだここでは河川管理者とのやりとりでしかやってません。

芦田委員長

はい、わかりました。

4) 委員会の今後の運営について

芦田委員長

では、委員会の今後の運営についてですが、資料3を見ていただきたいと思います。これは前にお渡

しした資料とほとんど変わってないんですが、現在9月29日、10月25日、11月16日、12月20日と1月22日と、こういうふうに月1回開催する予定にしておりますが、その間、ダムワーキングとか地域別部会を開催していただいて、連携をとりながら最終的な意見書の提出ということを1月22日に持っていきたいと、こう思っております。それで、ダムワーキングは非常に大変でございますけども、ひとつこれに従ってお願いしたいと。

はい。

本多委員

猪名川部会の本多です。

実は、猪名川部会、田中委員も病気で療養されてますし、部会長も今大変な状況にございまして、ペースを上げなければならない、1カ月に一度するというふうに書いてございますが、なかなか困難な状況も片方ではございます。それで、委員の他の部会の皆さんにもぜひ参加いただいて、応援をいただいて、もう少しいろんな知恵を出しながら検討できるようにしていく必要があるのかなというふうに思っています。今のままでは次の部会がどうなるのかもちょっとわからないような状況になってますので、ぜひ他の委員の皆さんのお知恵もおかりしながら、猪名川部会を何とか乗り切っていきたいというふうに思いますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

芦田委員長

部会長代理の池淵さんとよく相談していただいて。池淵さん、頼みますよ。

池淵委員

いや、そう振られるとちょっと。部会長代理でとどめておいてください。

芦田委員長

代理でいいんだけど。いずれにしても、皆で協力していくということはしたいと思います。

何か今後のスケジュールについてご意見ございますでしょうか。これは、やってみるとわからんところがあるからね。このとおりいくかどうかどうわからん。デッドラインは1月22日になっております。これでいくと、意見書取りまとめというのは10月25日ぐらいからという、来月ということですね。いずれにしても、このスケジュールで頑張っていきたいと思いますので、よろしく願います。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

芦田委員長

それでは、一般傍聴者の方から意見をお伺いしたいと思います。意見のある方は手を挙げてください。お一人だけですか。

はい、どうぞ。順番にひとつ。

傍聴者（千代延）

吹田の千代延です。丹生ダムについて、きょう、大変いい議論をしていただいて喜んでおります。それにしても蛇足と言われそうですが、この前も同じようなことを言いまして申しわけないんですが、まだわかりませんが、丹生ダムにかわって幾つかの代替案があって、もし代替案がいい代替案だというときに、ここは基本的には滋賀県の管轄の河川であるから、代替案なら、国土交通省はもう手を引くということになり、あとは滋賀県がやるということになると、その代替案の実施には、きょうも議論が出てましたように、大変な時間を要すると思われまして、もしそういうことになると、地元の方は今までにも相当長期間待たされて、その上にこれからはおかつ何十年も待たされるということでは納得いかないと思うんです。

したがって、ここから先ですけれども、もし代替案でいくということになった場合に、本当に国土交通省の方が、もう我々は知らないというふうに手を引いてもらっては困るわけですね。それで、困ると言っただけでも仕方ありませんので、恐らく昔はダムが途中で中止になるということはありませんでしたけれども、今は時々事例がありますので、このように本来は県の管轄なんだけれども、ダムがあって国土交通省が乗り込んでおいた場合、それが中止になって引くというようなときのその処置をどういうふうにしてあるか。委員会の方から河川管理者にその辺の事例を調査していただくようお願いしてほしいと思うんです。もし前例がなければ、特別立法でもやって、この間の補いをつけていただきたいぐらいな気持ちがあるんですけども、早くから余りこんなことを言うたら、そのような面倒くさいことを要求するのなら、やっぱりダムをつくらうとやってやられても困りますので、そこまでは言いませんけども、事例をよく調べていただきたいと思います。

もう一つは、湧水についてはみんな全く懸念がゼロになったという、そういうようなことはだれでもないと思うんですが、委員会の方では、水の供給という側からほとんど議論がされております。しかし一方で、水を使う側の技術もいろんなことが発達しておるわけですね。例えば、きのうかおとといの新聞に出てましたけども、トヨタ車体が、トイレの水を循環させて、排水が出ないような技術というものを開発したと。もちろん、まだ高いと思いますが、不自由なことが起こるといろんな技術的対応を考えますから、すべてダムでもって全責任を負って供給しようというところまで片意地を張らなくても、あるいは責任感を持たれなくても、一方のサイドでも相当いろんなことが進んでいるということも頭に置いて、懸念の度合いを少しは和らげていただいたらよろしいかと思います。以上です。

芦田委員長

どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。

傍聴者（藪田）

「宇治・世界遺産を守る会」の藪田と申します。

きょうの議論の中で、宇治川の塔の島周辺の景観が既に大きく悪化しているというご発言があって、やっと共通認識になったんだという感じを受けました。それで、会長さんの方からも、復元を図る、そういうことも必要なんじゃないかという趣旨のご発言があって、非常にうれしく思ってます。

問題は、自然景観は勝手に悪化したわけではなくて、私が常に報告させてもらってましたように、天ヶ瀬ダム再開発 1,500m³/s 放流にかかわっての5つの工事によって景観が悪化したということですから、そここのところを、つまり行われた工事について中間総括を私は国土交通省に求めたんですけども、まだそれは回答が出てませんが、そういう工事によって悪化したということ踏まえていただいて、そして今の景観を1960年代、昭和30年代の景観に修復していく、そういうことを含めてぜひご検討いただきたいと思います。

それで、きょう、ちょっと間に合わなかったんですが、流域委員会の方に昔の宇治川の景観の写真等を含めた報告書を送らせていただきましたので、ぜひまたご参照いただければと思います。よろしくお願ひします。

芦田委員長

はい、どうもありがとうございました。

どうぞ。

傍聴者（佐川）

高槻の佐川でございます。きょう、利水の議論で拝聴してまして感じたんですが、座ったまま失礼します。まず、荻野委員がご指摘になった、琵琶湖総合開発で水位が - 150までは利用水位として、さらには - 200までを保証水位とするということが既に決定事項なんですね。ですから、それに照らして、近年の少雨傾向によって利水安全度が損なわれているというようなことを盛んに河川管理者が言われるんですけども、現実に平成6年のときですら - 123cmにとどまったという事実ですね。これを無視した、何か不安感をあおるようなのは根本的におかしいんじゃないかと、議論として。

さらには、その水位なるものが、折々皆さんからご指摘になっている、今の瀬田川大堰の操作規則によってドライブがかけられているということも、この場合に当然考慮なくちゃいかんし、それからもう一つ、ぜひ委員の皆様には、私、一生懸命皆さんの審議を拝聴し、資料も拝見してきておりますけれども、逆にお願ひは、私たちが意見として参考資料に寄せさせていただいている意見をぜひ見ていただ

きたいんですね。見ていただいている方もいらっしゃると思いますけども、とてもじゃないけれども、きょうの委員の発言をお聞きしてても、私たちの意見を見た上でのご発言とはとても思えないようなご発言もありました。

それと、もう1つだけ言いますと、これは流域委員会の提言ないしは意見書にも入ってたと思いますし、それから河川管理者の整備計画案にも入っていたと思うんですが、あるいはちょっと誤解があるかもしれませんが、水需要管理ということを出されたと思うんですね。それで、今度の建設中のダムには名前が出てこない大阪市の水道局が、今の人口で水利権を割ると、水利権が1人1日1m³を超えらるんですよ。こんな水利権を持たしていれば、例えば適切じゃないかもしれまんせが、暴走族に車とバイクを持たせているみたいなものでして、何とか今までの負担金を賄うためには一生懸命水を売りたいわけですね、借金をいっぱい抱えてますから。

だから、これをやはり適切な格好にしてやるためには、仮に今度のダムで利水を求めるところが出てきたら、そのダムに利水を求めるのではなくて、まずやるべきことは大阪市水道局に、おまえ、どうなんだと、ようけ抱えていて困っているんだらうと、ここから申し込みがあったから、これを振りかえるように話し合ったらどうやと、中に入ろうじゃないかというのが河川管理者のあるべき姿じゃないかなというふうに思います。

以上でございます。

芦田委員長

はい、どうもありがとうございました。一般意見はよく読ませていただいておりますので、恐らく皆さんも読んでおられると思うんですけども、非常に参考になっております。

じゃ、一般傍聴者からの意見聴取ということは、これで終わりたいと思います。

〔その他〕

芦田委員長

その他。昨日、ここに書いてますように、第1回淀川水系流域委員会委員候補推薦委員会がございました。これについて児玉さんの方から。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。

私の方から状況を報告させていただきますが、資料4でございます。一枚紙でございます。淀川水系流域委員会委員候補推薦委員会という委員会の第1回が昨日開催をされております。現在のこの流域委員会の委員の任期でございますが、来年の1月末でございます。その後、新しい委員を私ども河川管理

者らが選定、委嘱をしていくわけでありますけども、その河川管理者が選定、委嘱するに当たって、河川管理者の方に委員候補を推薦していただくというのが、この委員候補推薦委員会の役割でございます。きょう、この資料、一枚紙だけでしかお配りしておりませんが、この委員会のメンバーでございますけれども、5名いらっしゃいます。この流域委員会の委員でもございます、芦田委員長、川那部委員、寺田委員、米山委員、そして近畿地方整備局の事業評価監視委員会の委員長でございます吉川委員、この5名でこの推薦委員会の方は構成をされております。

この一枚紙は、昨日の審議の骨子でございます。ただ、昨日は、川那部委員と米山委員が急遽ご欠席ということでございましたので、この内容についてはお二人の了承を得た時点で決定とするということになってございまして、暫定版というような、そういう位置づけでございますので、その点お含みおきいただきたいと思います。内容については、ここに書いておることでございますので一々読み上げませんけども、スケジュール的なことを申し上げますと、3のポツのところ、第2回目の委員会は12月2日、そして第3回目が12月21日ということでございます。来年の1月末が任期でございますので、それまでにということでこのようなスケジュールとなっております。

それから、委員の人数、あるいはどういった流域委員会の部会の構成にするかということについては、既にこの流域委員会の場で、しばらく前にご議論いただいて、流域委員会としてはこういう案でどうだろうかというのを私ども河川管理者としていただきました。それを踏まえて、その案にほぼ一致しておりますが、私どもで16名、8名という全体で24名というような委員数でこの推薦委員会の方にはお願いをしております。昨日の議論の中で、分野等については、ここに書いておるような4つの分野というような議論がなされてございます。

第1回目ということでございましたので、きちっと、かちっと決まっておることがなかなかございませんが、全体の流れとして、ここに書いておるようなことでこれから進めていくということでございます。

もし私の説明で何かございましたら、補足をいただければと思います。

芦田委員長

ただいまご説明のとおりでございますけども、現在の53人の委員の中から16人になる。これは大変なことで、頭を悩ませておるところでございます。それで、委員会の委員候補の推薦について、ポツの下の方を見ていただきますと、一般公募について。一般公募をするわけでございますが、流域委員会の傍聴者とか、意見提出者とか、いろんなところに案内を出すとか、あるいはウェブサイトを利用するというようなことで早速始めたいと思っております。公募期間が2週間ぐらいと。それから、次回までにそのリストを出していただいて、次回に大体その候補者を絞っていくという作業をしようかなと思ってい

るんですけど、うまくいくかどうかちょっとわかりませんが、非常に皆さんの顔が浮かんで、なかなか苦しいところでございます。

いずれにしても、12月21日の第3回の委員会ときには決めたいというふうに思っております。どうなるかわかりませんが、よろしくお願いします。

それから、今後のスケジュールでございますけど、資料を事務局、庶務の方。

庶務（富士総合研究所 吉岡）

今後のスケジュールですけど、その前に3の一般傍聴者からの意見聴取に関するんですけども、本日、「月ヶ瀬憲章の会」の浅野さんという方から、出席して、それで意見を述べたいというようなことでしたけど、台風で来れないということがありまして、それでメモをファクスで流してもらってます。これを配らせていただくということでお願いいたします。

続きまして、今後のスケジュールの点ですけども、資料7でスケジュールをおつけさせていただいております。次回委員会ですけども、第34回委員会として10月25日、月曜日になりますが、商工会議所の隣ですけども、マイドームおおさかで開催させていただきます。それから、そのほかの部会関係等直近の会議ですけども、先ほども申し上げましたけども、第28回琵琶湖部会が10月13日、水曜日、それで会場が調整中というふうになってますが、コラボしが21で開催予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。続きまして、淀川部会ですけども、第26回淀川部会、10月19日の火曜日、これも会場が調整中となっておりますが、カラスマプラザ21ということで開催予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。猪名川部会につきましては、現在、日程、場所等を調整中ということになります。

それから、1枚めくっていただきまして、ダムワーキングですけども、次回第6回のダムワーキングを10月4日、これは土曜日になってますが、月曜日の間違いです。ご訂正ください。ぱるるプラザ京都で開催させていただきます。従前のご案内で、ここは第3回の3ダムサブワーキングという形になっておりましたが、全体のダムワーキングの第6回ということで開催させていただくということになっております。

それから、お時間いただいて恐縮なんですが、庶務からのお知らせということで、この一枚紙を入れてさせていただいております。私ども、庶務を担当しております富士総合研究所は、10月1日、もうあさってですけども、みずほ系の関連会社との合併によって、みずほ情報総研株式会社と社名変更をさせていただきます。その関係で変更等が発生することがございますので、案内させていただいております。

その下に 変更が生じるものということで、庶務のメールアドレスを挙げさせていただいております。これは@以下ですが、頭の「yodogawa」は変わらないんですけども、会社名が変わるということで、どうしても新しいドメインをとりますので、後ろが変わります。それで、当面、古いアドレスは

12月31日まで有効でして、その間、そこに自動転送される形になっておりますが、そういう形でメールアドレスを変更させていただきます。

それと、変更が生じないものに関しては、そこに書いてありますけども、委員会のホームページのURL、アドレスは従来どおり変更ありません。それと、庶務の事務所の場所等、電話番号、ファクス番号含めまして変更はございません。一番下のところに連絡先等を書かせていただきましたけども、アンダーラインがある部分のみ変更ということでお願いします。

以上になります。よろしく願いいたします。

芦田委員長

はい、どうも。

河川管理者の方、どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。

きょう、資料を2点、先ほどのとは別に資料5と6というのを河川管理者の方から提供させていただいております。資料5については、治水経済調査マニュアルというもので、河道の整備や、あるいはダムや遊水地といういろいろな施設を整備したときに、どういう経済的な便益があるのかというのを算定する際の手引、マニュアルでございます。これについてはダムワーキングの中でもお配りをたしかしたかと思いますが、皆さんにお配りしておきたいと思います。これについて、もし必要ならば、何かのときに説明をさせていただきたいと思っております。

それから、資料6でございますが、姉川・高時川の川づくり会議、これは滋賀県で設置しておる会議でございますけれども、そこに出された資料でございます。去る9月25日でございますけれども、滋賀県の姉川・高時川川づくり会議は、河川整備計画をつくる際の関係住民の意見を反映させる場として滋賀県の方で設けられた、そういう住民の意見聴取の場です。その場にまず住民の皆さんの意見を聞きたいということで、この資料をお配りして意見を聞き始めたということでございます。さらに、今月の10月30日にも、同じ川づくり会議というのを開催し、さらにその後、今度は淡海の川づくり検討委員会姉川・高時川部会という、これは学識者の集まりでありますけども、この流域委員会に相当するものであります。そちらの方でさらに議論を進めると聞いてございます。私ども、国の整備局としても、この滋賀県から示された案については、その内容を検討して、この流域委員会の方にも説明をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

芦田委員長

はい。座長の不手際で大分予定時間を超過しまして、まだ、どうぞ。

村上委員

時間が延びているときに済みませんけども、今、河川管理者から説明があったこの資料6について、ちょっとだけ追加でご報告をしたいと思います。

先ほど私が発言の中で申し上げましたように、この9月29日の姉川・高時川川づくり会議に参加させていただきました。これは、そのときの配付資料を全部印刷していただいたんですけど、きょう、県の方がいらっしゃれば、本当は県の方におっしゃっていただくのが一番よいんでしょうが、簡単にご説明すると、これは前半と後半に分かれてまして、大体10ページぐらいまでが前半です。

そっちの方は、いわゆる100分の1確率での洪水計画に対して、ダム以外の代替案を提示して、それでどれが一番よいと思われるかということについての県の考え方を出されている部分です。その後の後半に関しては、当面、20年、30年の整備計画期間中は、とりあえず50分の1の確率に対応するための河道整備をするということについての具体的な案を出されているというふうな構成になっていますので、そういうふうに見ていただければということと。

あと実際、川づくり会議に初めて僕も実際寄せていただいたんですけども、そのときの実感としては、そのとき住民の方から出た意見として特に目立ったのは、やはり地下水への影響を懸念されている方がたくさんいらっしゃいました。視察に行かれた方はよくわかられていると思うんですけども、やはり周りの地域用水あるいは生活用水の中に深く根差しておりますので、地下水への影響がないような治水計画の中では何とかしてほしいということはかなりおっしゃっている方もいらっしゃいましたし、その他、田川のカルバートの危険性について、この上にたくさんもっと水が流れたときに、その安全性を懸念されたりとか、いろんな意見が聞かれました。

こういう場には出てこられない方の地元の方の率直な意見というか、生活実感に基づいたその意見、お話というのが聞けて、大変僕にとっても貴重な経験でありまして、先ほど河川管理者の方からも紹介がありましたように、10月30日にもまた川づくり会議がございますし、また丹生ダムの対話討論会も国交省の方がやったださって、今国土交通省と県とは連携して両方の会議を進めてくださっているということですので、できましたら、またほかの委員の皆さんも来ていただければと。

参考までに、この間、千代延さんも川づくりに来ていただいて、発言もしてくださいましたので、また流域委員会の皆さんもぜひおいでいただければと。遠いと思いますけれども、お願いいたします。

芦田委員長

はい。

嘉田委員

嘉田でございます。

情報共有のために。江頭委員が淡海の川づくり検討委員会の委員長で、私も常任委員でさまざまやっているんですけども、特にきょう出された資料6の6ページ、さまざまな代替案のコストが書いてございます。この「ダムプラス河道改修」の基本のアロケーションについて確認させて下さい。これは村上委員もいつも気にしてくれているところですけども、コスト517億円とありますけれども、平成3年に丹生ダム1,100億円という計画で、そのうち2割、つまり220億円が治水負担費だということで、そのアロケーションに基づいたコストだということは当日も説明されたと思います。私ども、淡海の川づくりの委員会でもそのように承知しております。平成3年の段階のということです。

芦田委員長

はい、どうぞ。

寺川委員

日程なんですけど、ダムワーキングですが、これは13時からでよかったんですか。

今本委員

13時からです。10時からは学習会です。

寺川委員

そうですね。ちょっとそれだけ確認したかったので。

芦田委員長

もうよろしいですか。

きょうは台風が近づいておる中、河川管理者の方、最後までおつき合いいただきまして、どうもありがとうございました。これで終わりたいと思います。

庶務（富士総合研究所 篠田）

どうもお疲れさまでした。本日の委員会を終了させていただきます。ご苦労さまでした。

庶務（富士総合研究所 吉岡）

台風なんですけども、今高知県の方にありまして、大阪に向かって直進してきているという状況です。それと、既に兵庫県西部の方のJRで運転規制が出ておりますので、皆様、お帰りの際は十分ご注意ください。

てお帰りいただくようお願い申し上げます。

〔午後 4時55分 閉会〕